都市建設部

令和５年(2023 年) ２月 20 日調製

定 例 会 提 出 予 定 案 件 資 料

ページ

１　令和４（２０２２）年度補正予算概要……１～２

２　令和５（２０２３）年度予算概要……３～17

３　函館市手数料条例の一部を改正する条例の骨子……18～42

４　函館市建築基準条例の一部を改正する条例の骨子……43～45

５　函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例の骨子……46～48

６　専決処分の報告について（工事請負変更契約について）……　49

７　令和５（２０２３）年度一般財団法人函館市住宅都市施設公社事業計画の
報告について……　50

１　令和４（２０２２）年度補正予算概要

一般会計

［歳　入］　（単位：千円）

科　　目	補正額	説　　明
(国)土木費補助金	28,123	公営住宅建設費補助金増　34,964 公営住宅家賃対策補助金減　△ 6,841
土　木　債	35,900	公営住宅建設事業債増

［歳　出］

土木費　（単位：千円）

科　　目	補正額	説　　明	特定財源
土木総務費	35,500	補助金等返還金　35,500	
建築行政費	23,000	建築行政推進費増　23,000 大規模盛土造成地滑動崩落予測調査費　23,000	(国) 大規模盛土造成地滑動崩落予測調査費補助金　11,500
市街地再開発事業費	△ 320,400	函館駅前東地区 市街地再開発事業費皆減　△320,400 市街地再開発事業費補助金皆減　△ 320,400	(国) 市街地再開発事業費補助金　△ 124,700 (地方債) 市街地再開発事業債　△ 195,700
住宅建設費	△ 3,028	公営住宅建設費減　△ 3,028 大川団地（公営住宅移転建替）減　△ 3,028 ３号棟減　△ 2,996 ４号棟減　△ 32	(国) 公営住宅建設費補助金　80,941 (地方債) 公営住宅建設事業債　△ 70,400

［継 続 費］

（変　更）　　（単位：千円）

款	項	事　業　名	補　正　前			補　正　後		
			総　額	年　度	年 割 額	総　額	年　度	年 割 額
8 土 木 費	5 住 宅 費	大川団地公営住宅建設事業（3 号棟 62 戸）	1,605,882	令和 4(2022)年度	176,095	1,582,150	令和 4(2022)年度	173,099
				令和 5(2023)年度	1,429,787		令和 5(2023)年度	1,409,051

［繰越明許費］

（追　加）　　（単位：千円）

款	項	事　業　名	金　額
8　土　木　費	1　土木管理費	大規模盛土造成地滑動崩落予測調査事業	23,000

２　令和５（２０２３）年度予算概要

一般会計

［歳　出］

土木費　　（単位：千円）

科　　目	予算額	説　　明		特定財源
建築行政費	71,588	委員報酬	175	（国）空き家対策総合支援事業費補助金 5,250
		建築審査会委員	50	
		開発審査会委員	80	
		空家等対策協議会委員	45	
		建築行政推進費	8,557	（国）ヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金 7,592
		指定道路台帳システム割賦購入費（備荒資金組合分）	4,192	
		建築確認支援システム経費	2,005	
		その他諸経費	2,360	（国）住宅・建築物安全対策支援事業費補助金 15
		公共建築物等設計監理経費	16,691	
		公共建築物等維持補修設計監理業務委託料	14,402	
		建築積算システム経費	448	（国）住宅リフォーム補助金 4,420
		その他諸経費	1,841	
		空家等対策推進費	30,300	（国）統計調査委託金 82
		空家等除却支援補助金	4,500	
		空家等改修支援補助金	6,000	
		ヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金	16,872	（道）住宅・建築物安全対策支援事業費補助金 230
		危険空家等管理経費	2,531	
		その他諸経費	397	（その他）建築手数料 14,660
		補助金	13,485	
		住生活環境向上事業補助金	3,425	
		木造住宅耐震化支援事業補助金	60	
		住宅リフォーム補助金	10,000	（その他）開発行為等許可手数料 905
		負担金	148	
		全国建築審査会協議会負担金	48	
		日本建築行政会議負担金	100	（その他）貸付元金収入 2,232
		定住促進マイホーム資金貸付金	603	
		いきいき住まい改良資金貸付金	1,629	

（単位：千円）

科　　目	予算額	説　　明	特定財源
			（その他）空家等緊急時管理行為費用収入 330
都市計画総務費	209,508	委員報酬　420 都市計画審議会委員　195 都市景観審議会委員　150 都市景観賞選考委員会委員　75 都市計画道路見直し方針策定経費　1,618 立地適正化計画推進費　178,200 歩行空間再構築事業費　150,200 市道公園通２号　歩道拡幅１８０ｍ （別添資料参照　７ページ） 歩行者回遊性向上 社会実験関係経費　2,000 店舗機能向上改修費補助金　2,000 住宅建築取得費補助金　24,000 西部地区再整備事業費　3,047 共創のまちぐらし推進 プロジェクト関係経費　1,300 既存ストック活性化 プロジェクト関係経費　1,289 その他諸経費　458 都市景観形成推進費　287 景観啓発活動経費　215 景観アドバイス関係経費　72 開港５都市景観まちづくり会議 函館大会開催負担金　2,000 建物等維持管理所要経費　12,166 負担金　165 函館圏広域都市計画協議会負担金　165 その他所要経費　11,605	（国）都市構造再編集中支援事業費補助金 81,500 （道）土地取引届出等事務費補助金 95 （地方債）立地適正化計画推進事業債 82,700 （その他）地域振興基金繰入金 1,300 （その他）公園使用料 85 （その他）建物貸付収入 603 （その他）屋外広告物手数料 5,524 （その他）その他の雑入 70
住宅管理費	1,067,082	市営住宅等管理費　338,167 市営住宅入居者審査委員会委員報酬　35 火災保険料　6,793 土地賃借料　12,135 借上市営住宅関係経費　282,542 その他諸経費　36,662	（国）公営住宅家賃対策補助金 53,996 （国）公営住宅改善費補助金 98,360

（単位：千円）

科　　目	予算額	説　　明	特定財源
		市営住宅等管理委託料　471,481 （債務負担行為分） 市営住宅外壁等改修事業費　179,649 美原１丁目団地、 弥生団地（特定公共賃貸住宅） （別添資料参照　８～９ページ） 市営住宅居住性向上改善事業費　62,877 鍛治２丁目団地１～３号棟 （別添資料参照　１０ページ） 市営住宅給水設備改修事業費　4,576 花園団地９号棟 （別添資料参照　１１ページ） 市営住宅防災警報器更新事業費　5,984 松川改良団地、宮前改良団地、 五稜郭改良団地、本町モデル団地、 弥生団地（特定公共賃貸住宅） （別添資料参照　９、１２～１４ページ） 住宅マスタープラン推進費　40 高齢者向け優良賃貸住宅 家賃対策補助金　4,308	（地方債）公営住宅建設事業債 124,300 （その他）市営住宅使用料 767,965 （その他）市営住宅駐車場使用料 28,755 （その他）特定公共賃貸住宅使用料 42,316 （その他）特定公共賃貸住宅駐車場使用料 2,076 （その他）建物貸付収入 1,396 （その他）サービス付き高齢者向け住宅事業登録手数料 349 （その他）その他の雑入 466
住宅建設費	1,706,244	公営住宅建設費　1,706,244 大川団地（公営住宅移転建替）　1,706,244 新築工事費　1,554,033 ３号棟　６２戸　1,409,051 継続年度　令和４～５年度 ４号棟　４２戸　144,982 継続年度　令和５～６年度 解体工事費（松川団地）　150,484 移転費、その他　1,727 （別添資料参照　１５～１６ページ）	（国）公営住宅建設費補助金 659,279 （地方債）公営住宅建設事業債 837,000

（単位：千円）

科　　目	予算額	説　　明	特定財源
西部地区歴史的町並み保全事業費	48,859	歴史的建造物保全・活用推進事業費　48,643 歴史的建造物保全調査事業費　3,333 景観形成指定建築物等保全事業補助金　24,000 伝統的建造物群保存地区保存事業費　11,656 指定建造物等取得資金利子補給費（債務負担行為分）　254 指定建造物等活用支援事業補助金　7,400 景観形成住宅等建築奨励金　2,000 全国伝統的建造物群保存地区協議会負担金　50 その他所要経費　166	（国）都市景観形成費補助金　17,274
排水路整備費	4,100	排水路整備事業費　4,100 上湯川町地区１号排水路 （別添資料参照　１７ページ）	（地方債）排水路整備事業債　4,100

［継続費］　（単位：千円）

款	項	事業名	年度	年割額
８　土木費	５　住宅費	大川団地公営住宅建設事業（４号棟４２戸）	令和５(2023)年度	144,982
			令和６(2024)年度	1,175,986

［債務負担行為］　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限度額
函館市西部地区指定建造物等取得資金利子補給費	令和５（2023）年度から令和21（2039）年度まで	指定建造物等を取得する者が金融機関から融資を受けた30,000千円についての利子のうち 1,053 千円

市道公園通２号

位　置　図

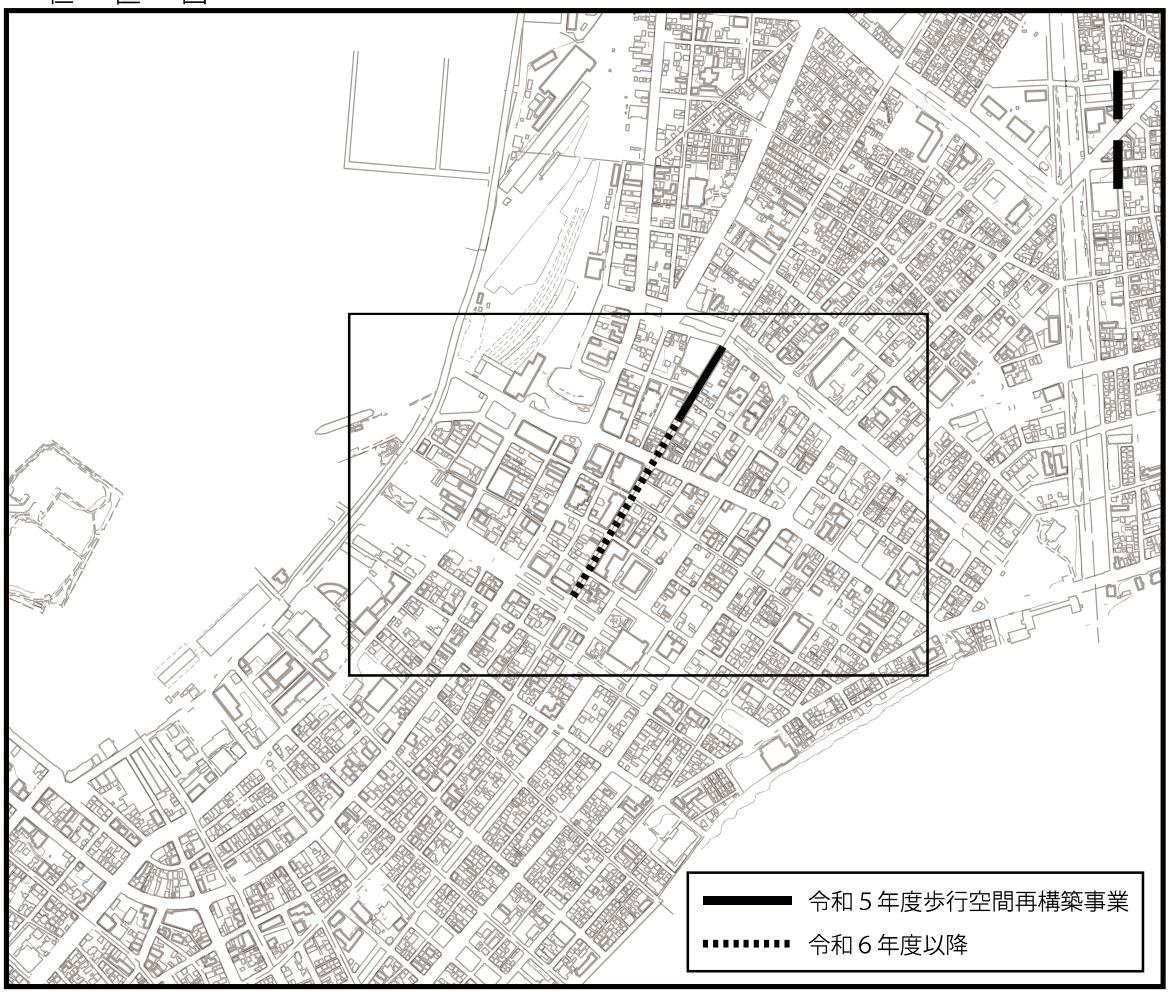

配　置　図

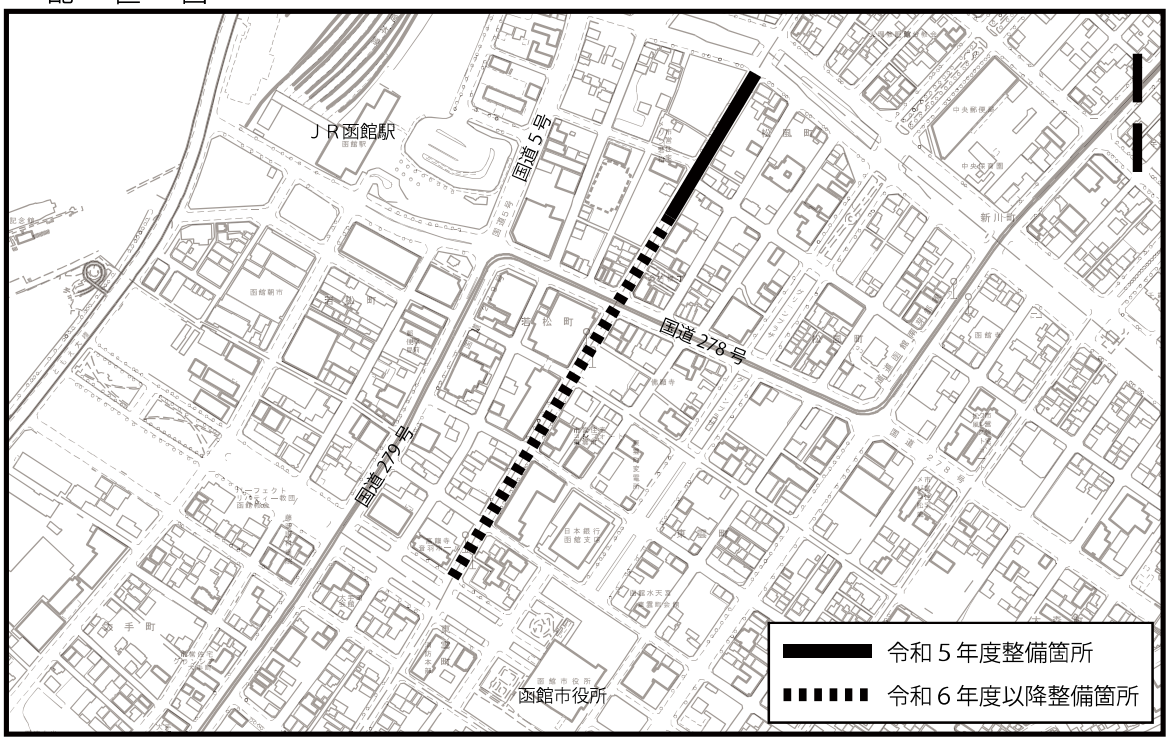

市営住宅美原１丁目団地

位　置　図

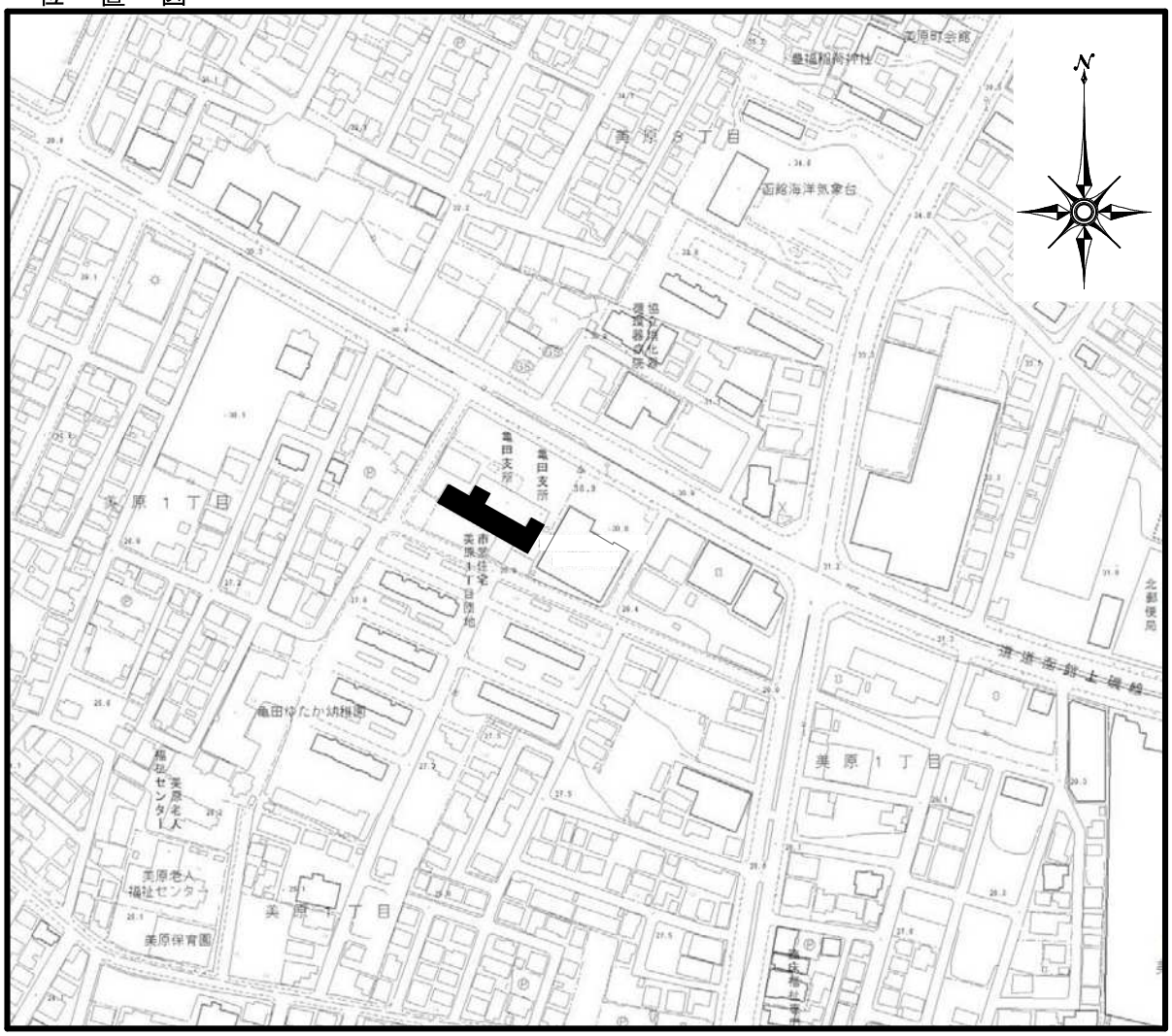

令和５年度外壁等改修事業

配　置　図

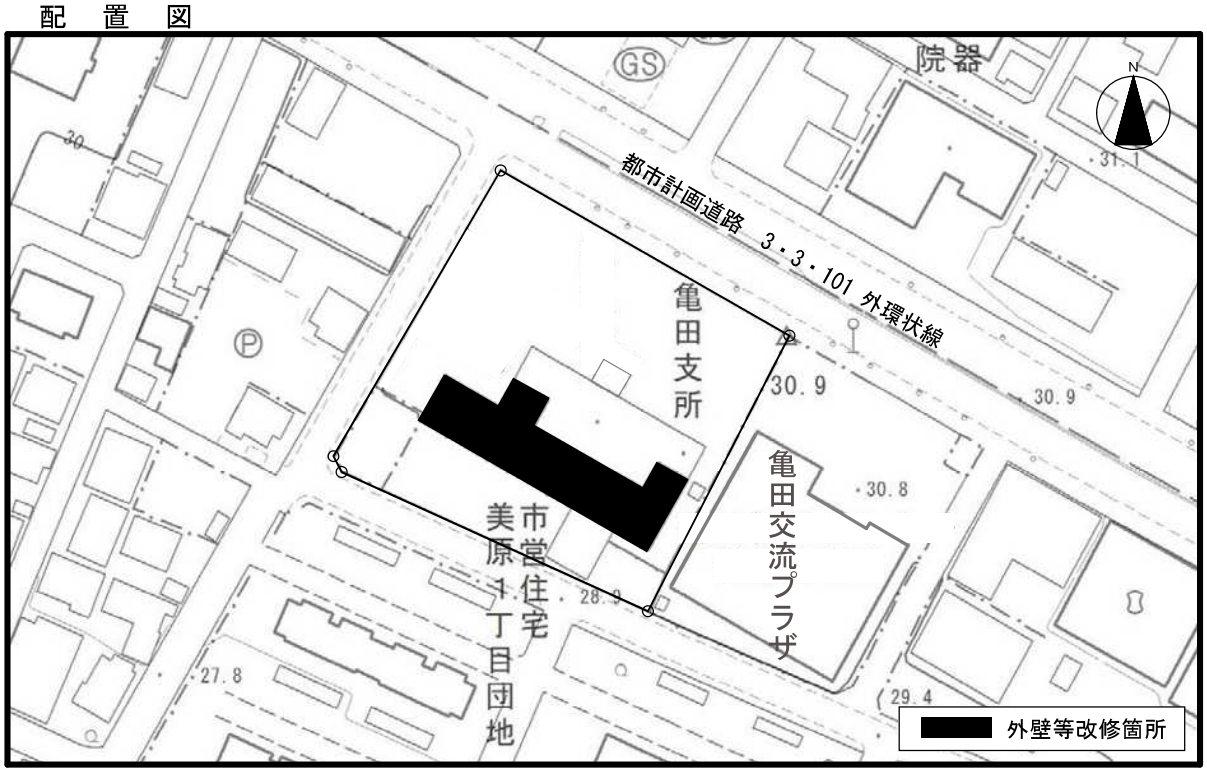

特定公共賃貸住宅弥生団地

位　置　図

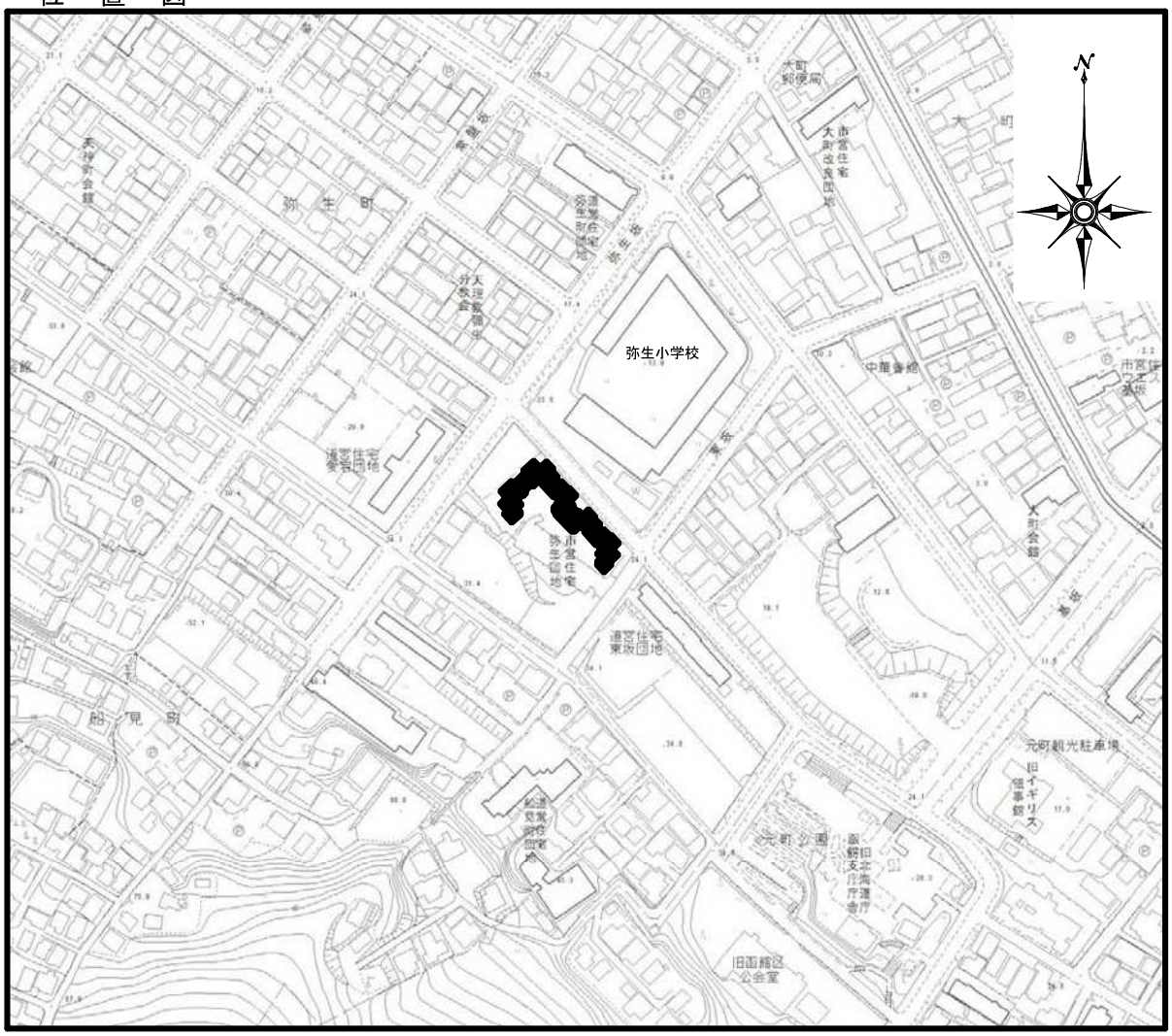

令和５年度外壁等改修事業
令和５年度防災警報器更新事業

配　置　図

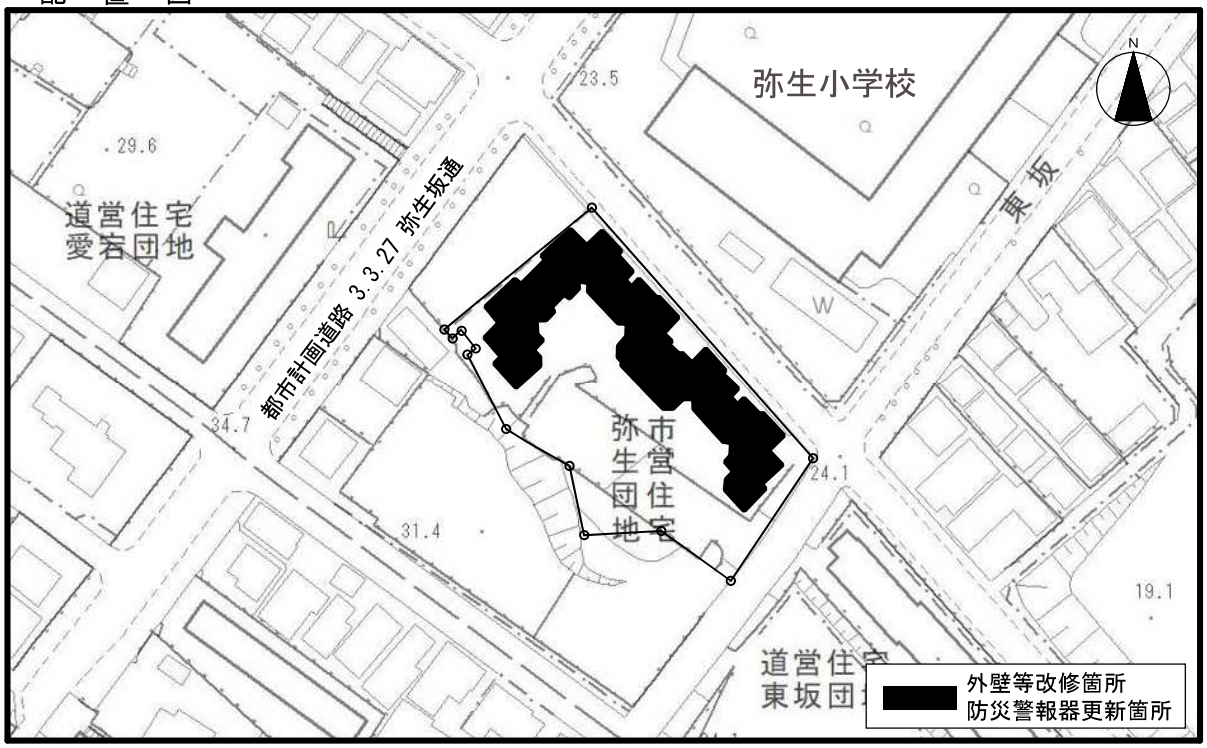

市営住宅鍛治２丁目団地

位　置　図

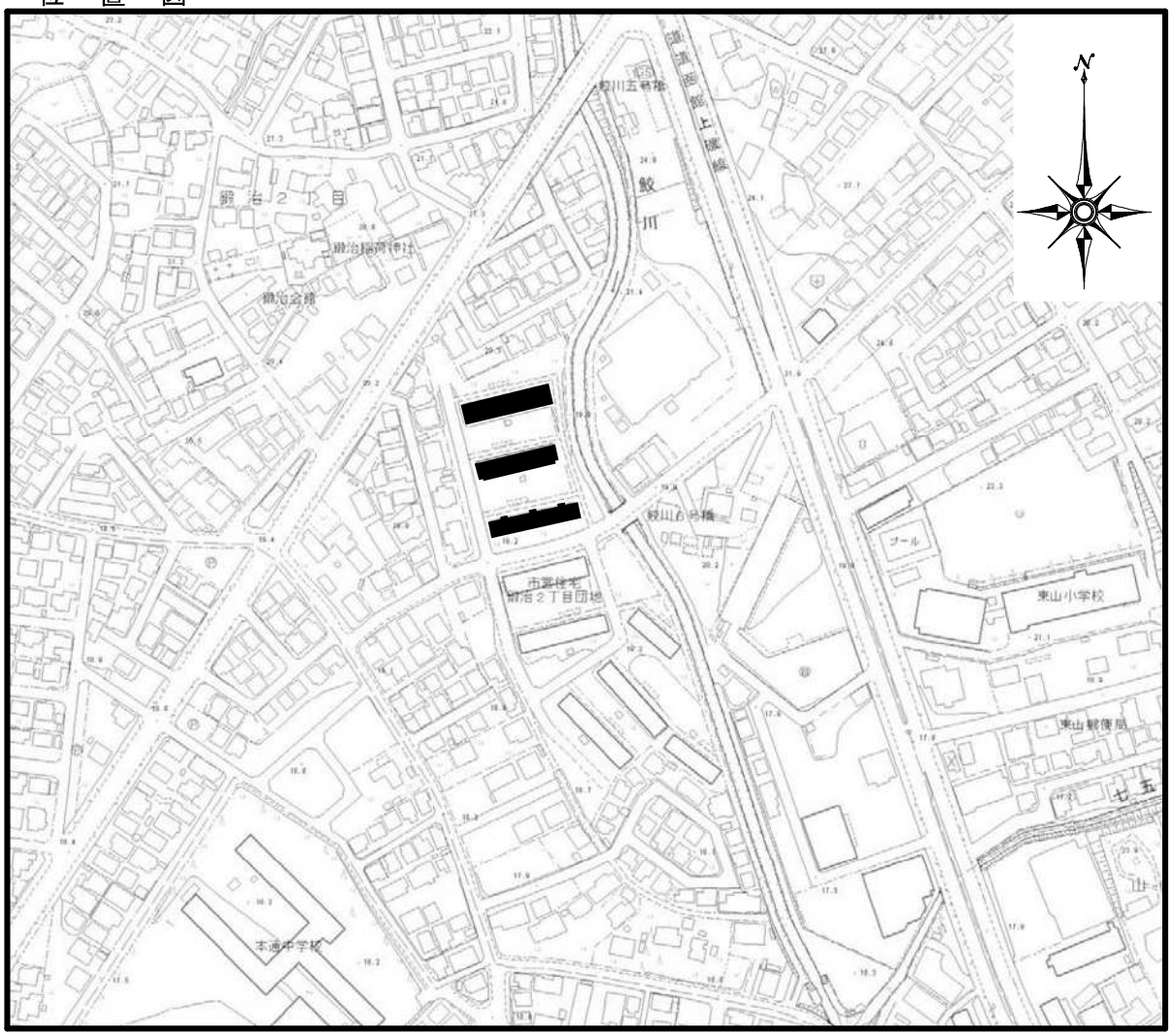

令和５年度居住性向上改善事業
（給油設備整備事業）

配　置　図

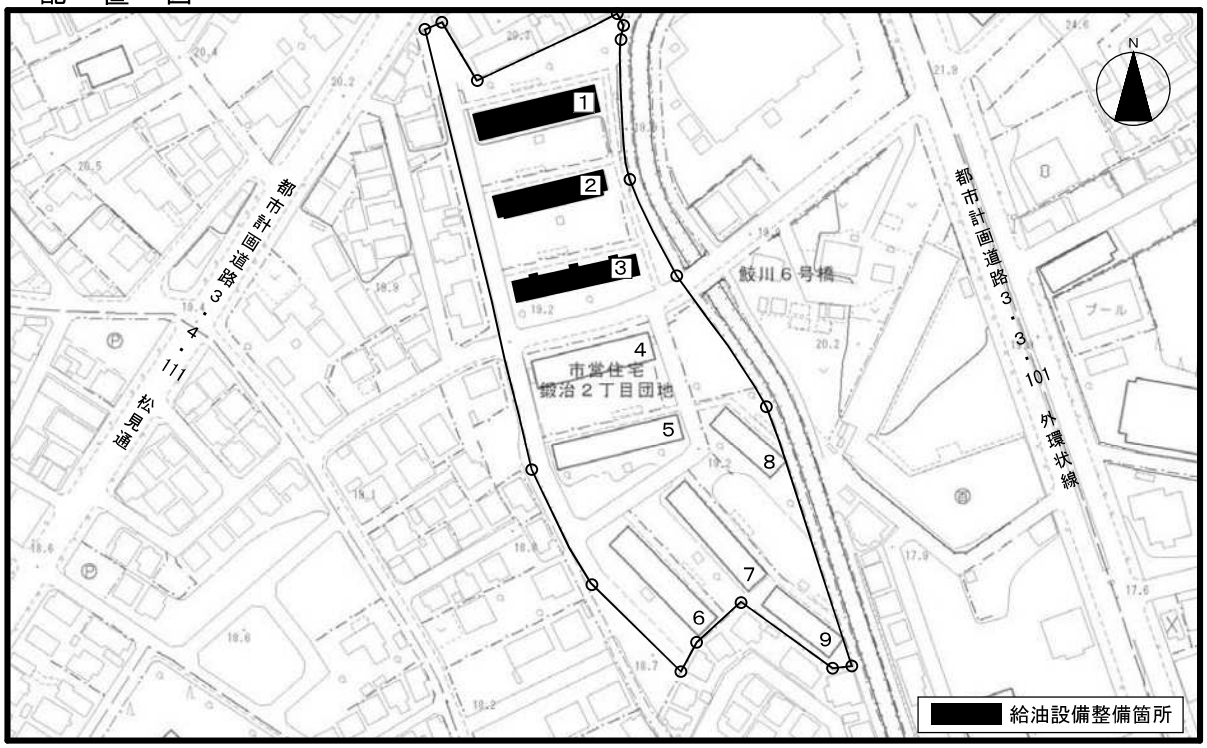

市営住宅花園団地

位　置　図

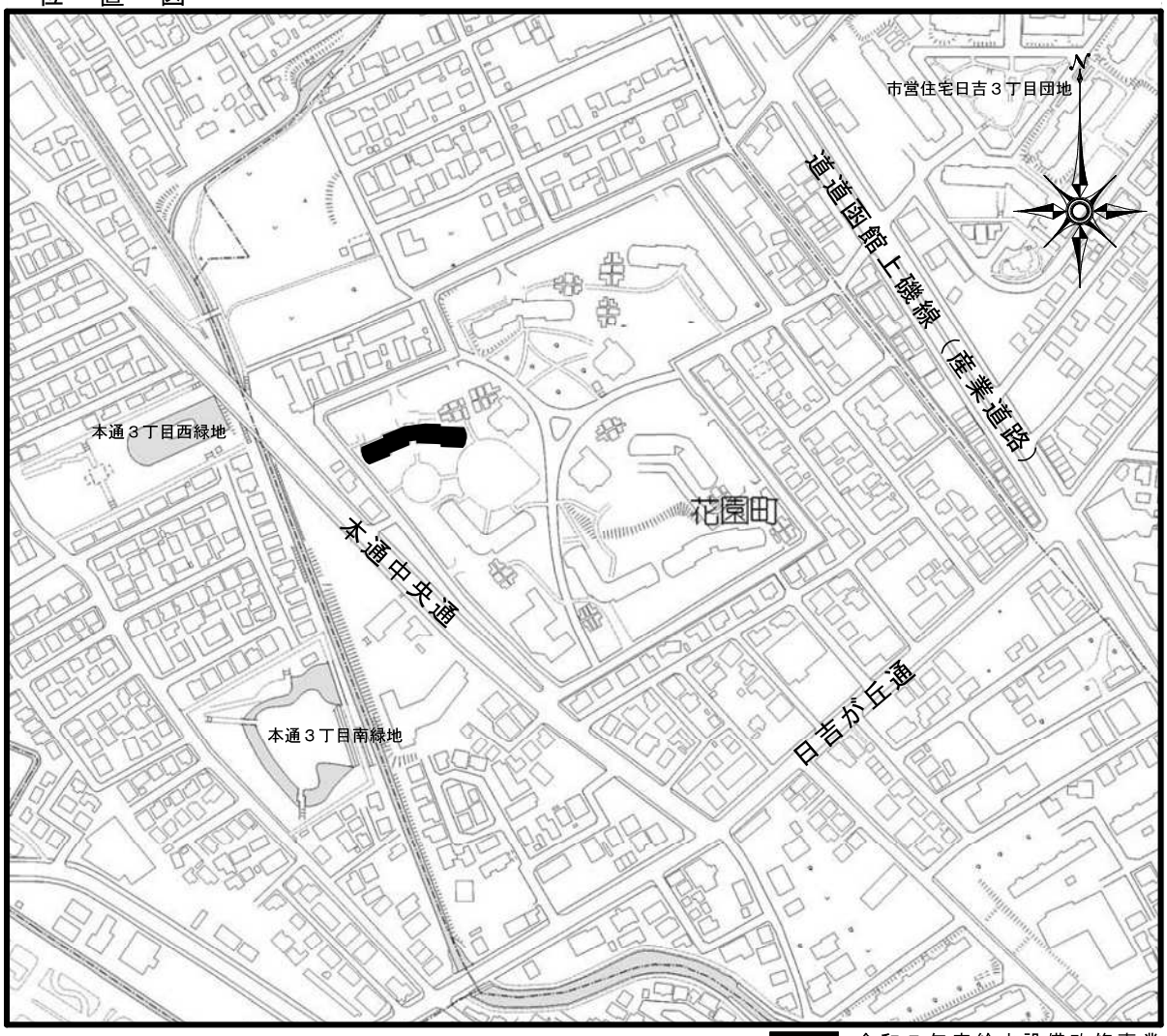

令和５年度給水設備改修事業

配　置　図

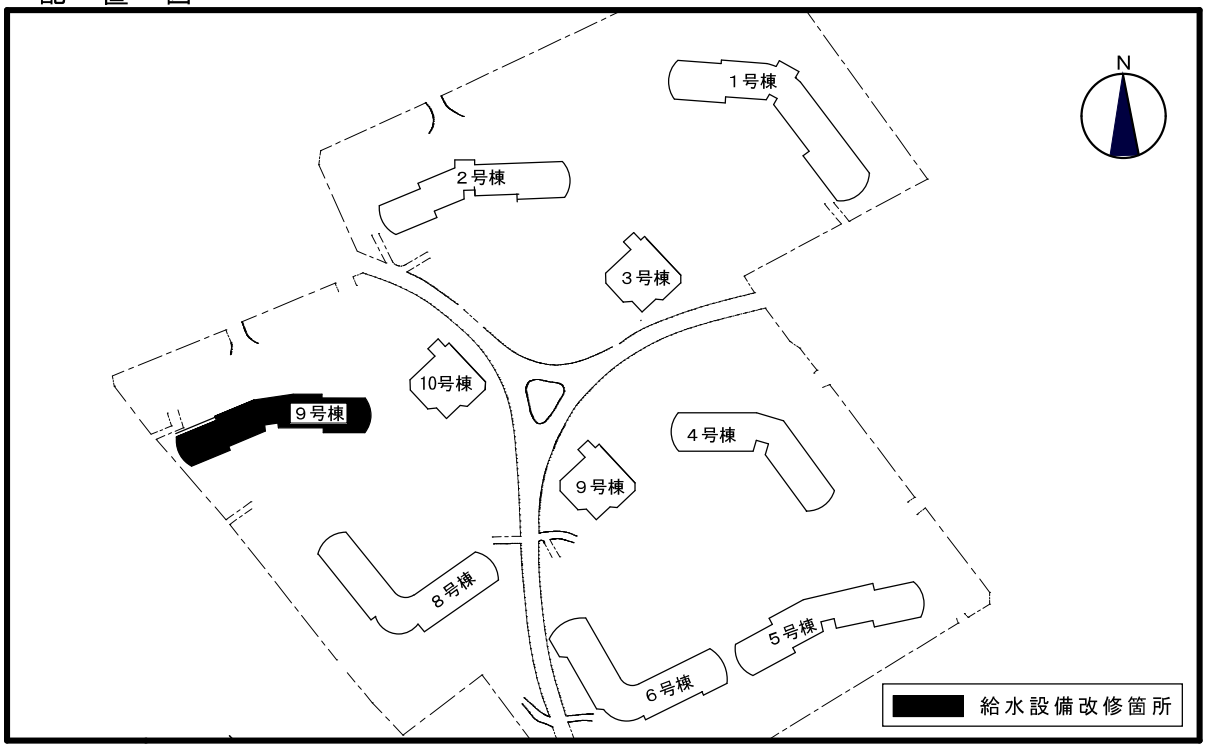

市営住宅宮前改良団地
市営住宅松川改良団地

位　置　図

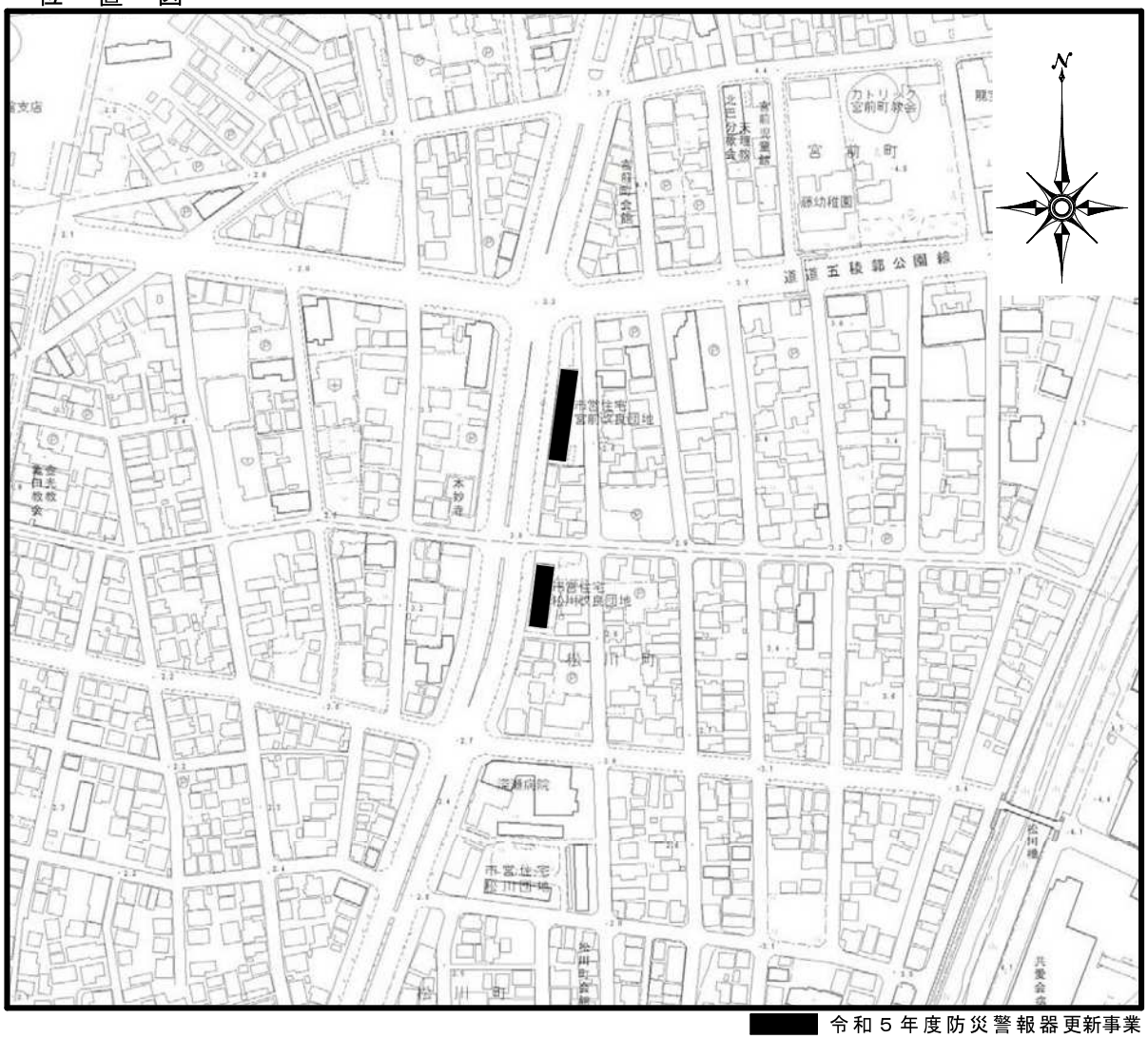

令和５年度防災警報器更新事業

配　置　図

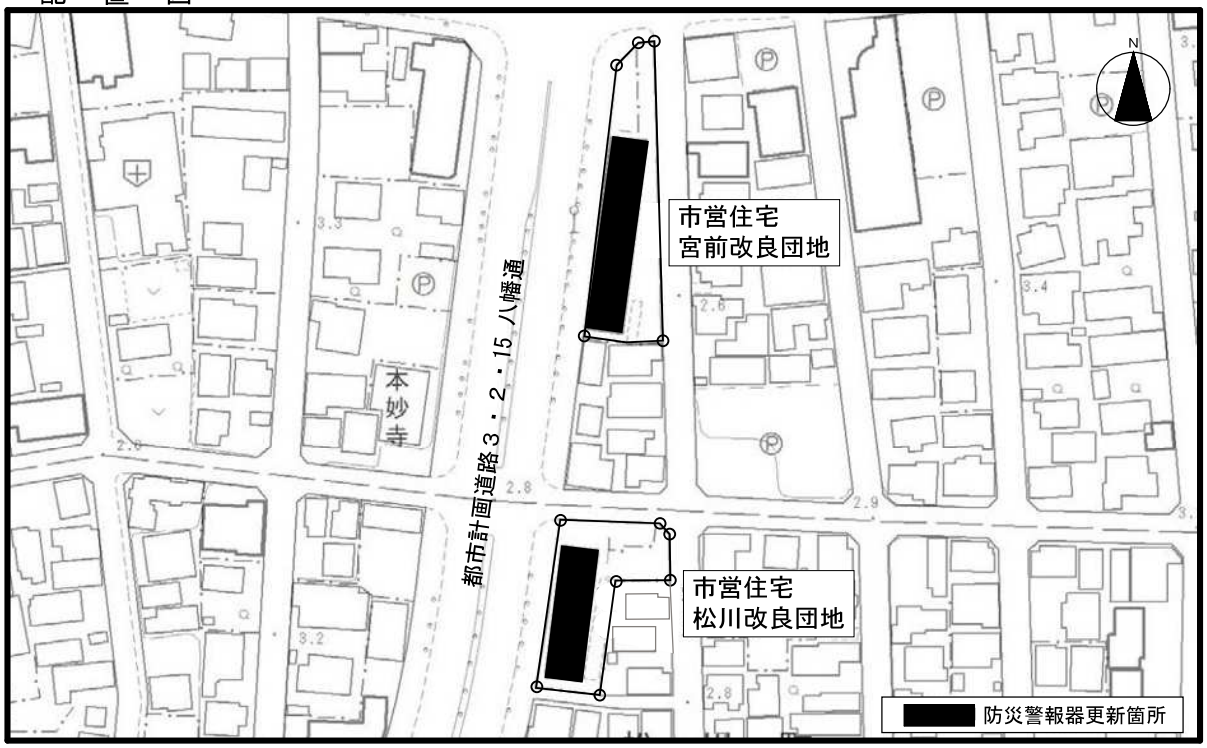

市営住宅五稜郭改良団地

位　置　図

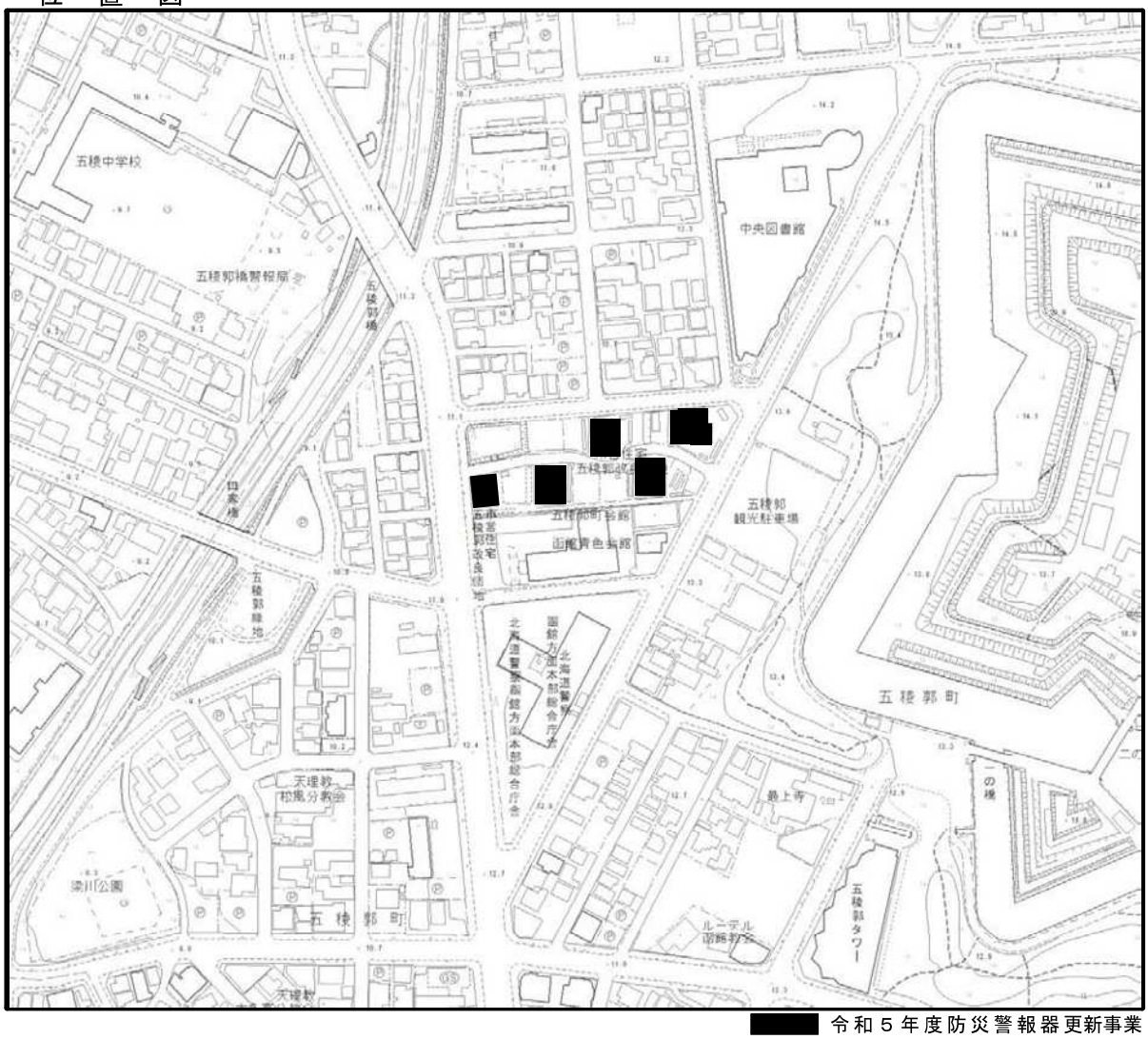

令和５年度防災警報器更新事業

配　置　図

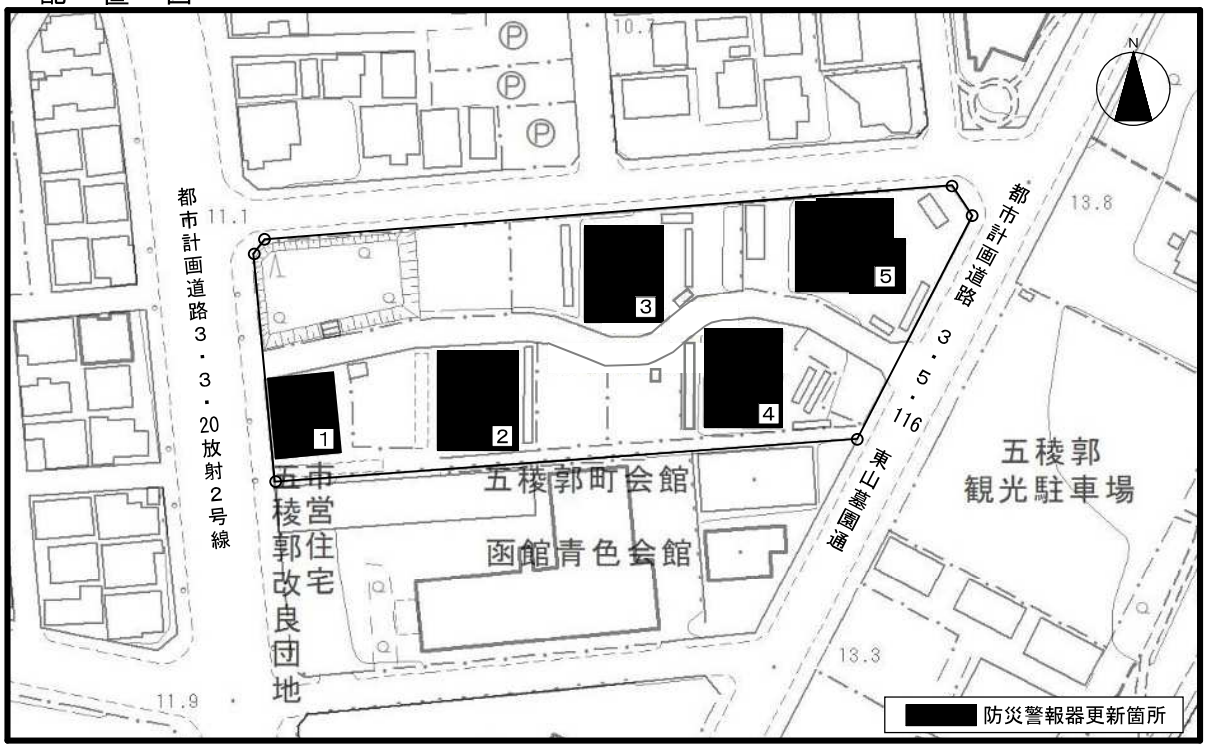

市営住宅本町モデル団地

位　置　図

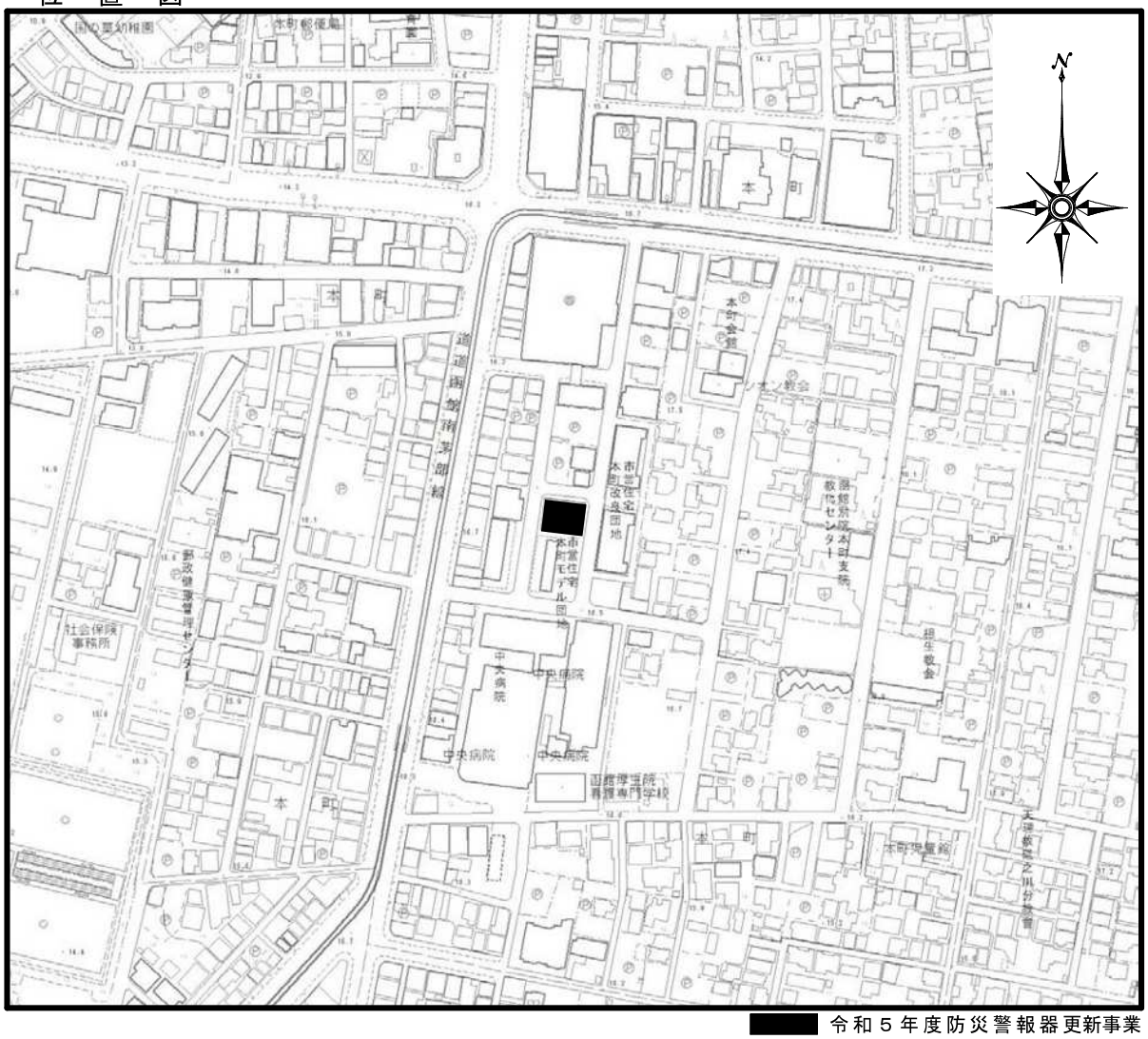

令和５年度防災警報器更新事業

配　置　図

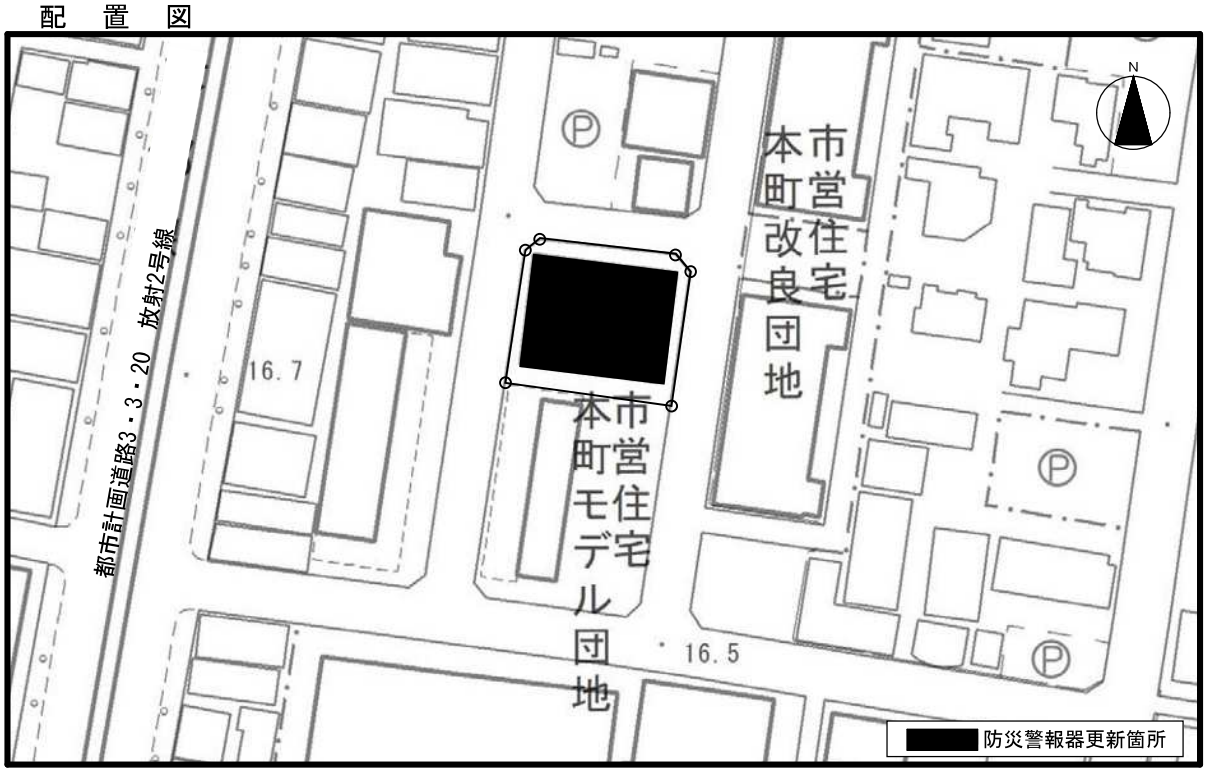

防災警報器更新箇所

市営住宅大川団地

位　置　図

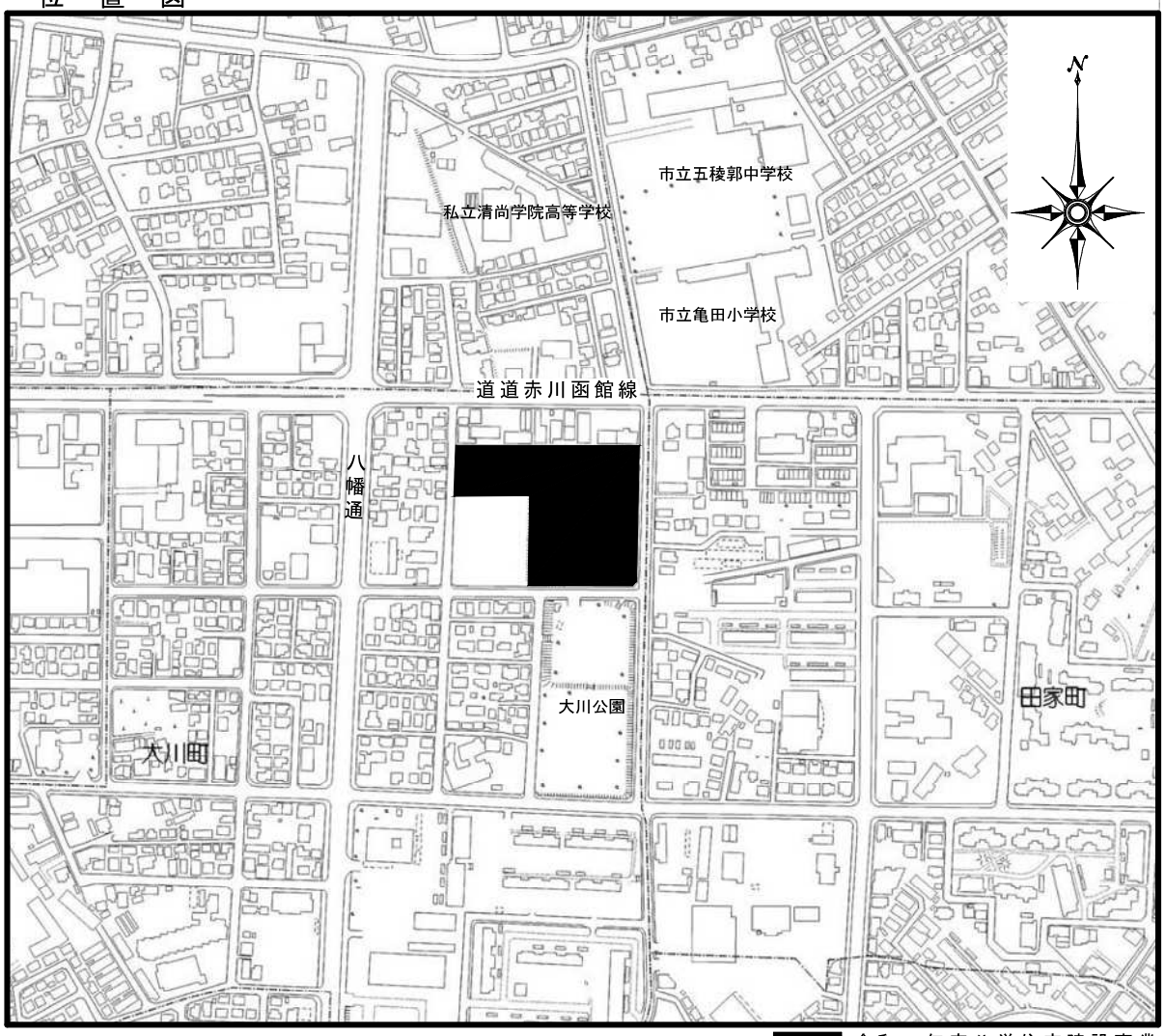

令和５年度公営住宅建設事業
（公営住宅移転建替）

配　置　図

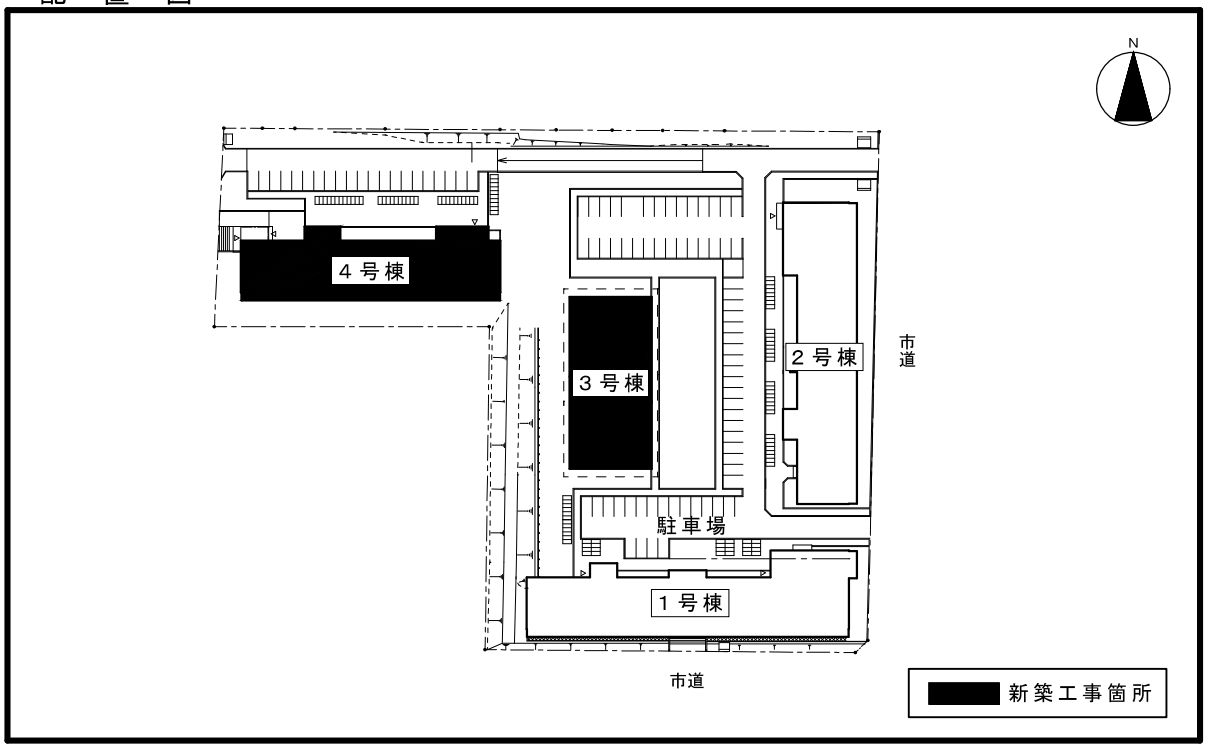

市営住宅松川団地

位　置　図

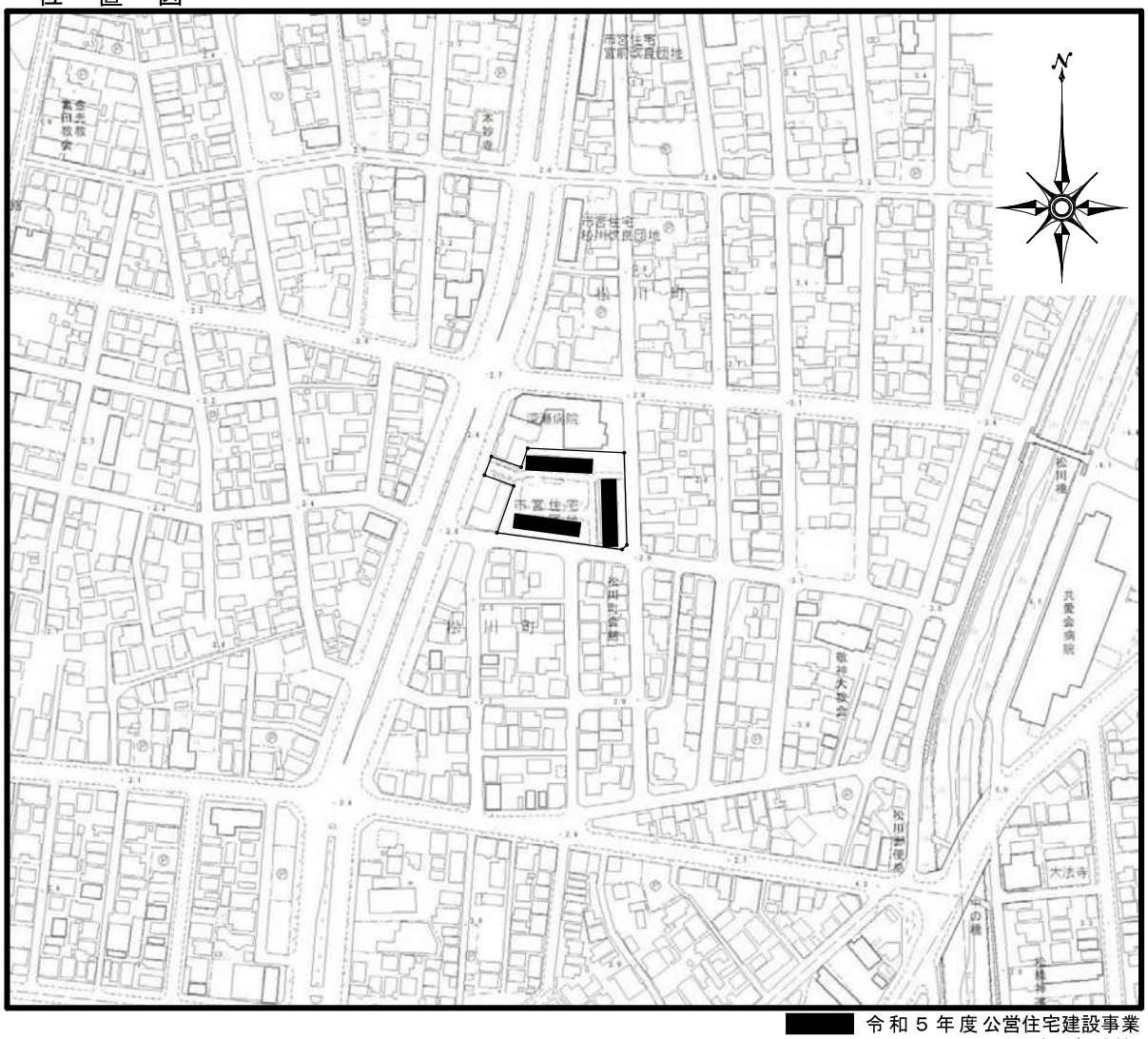

令和５年度公営住宅建設事業
（公営住宅移転建替）

配　置　図

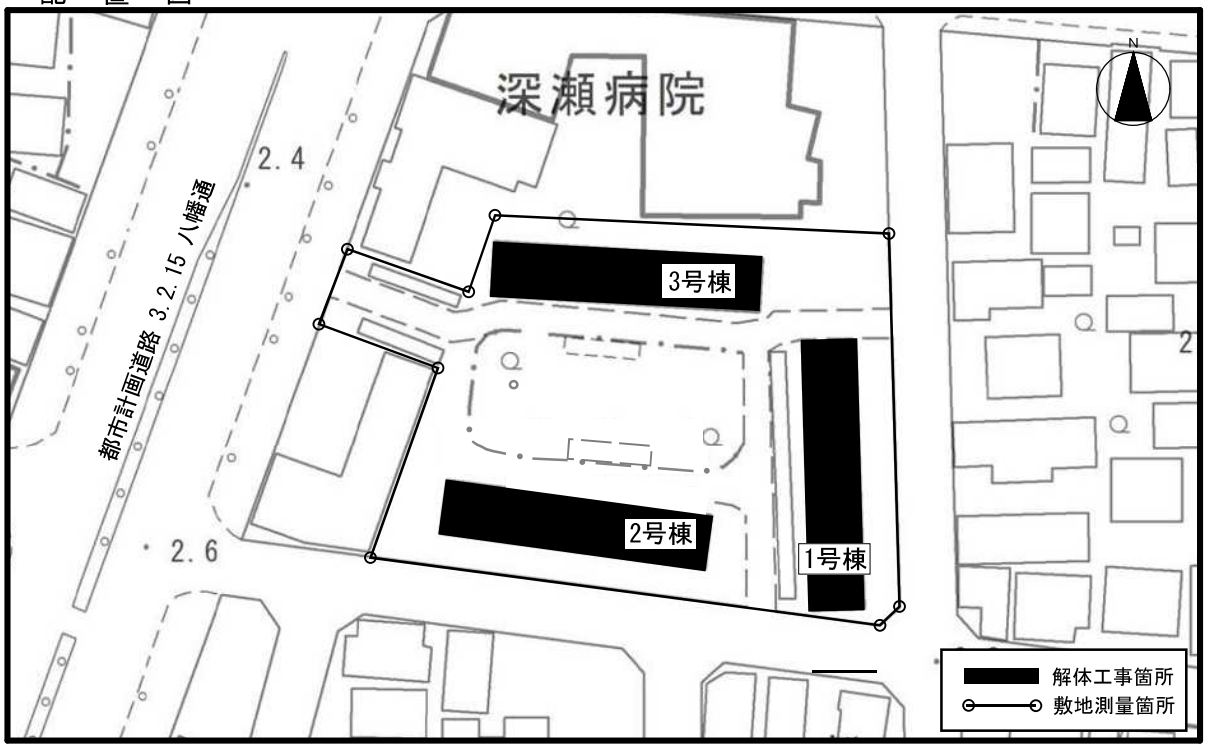

市営住宅湯川団地

位　置　図

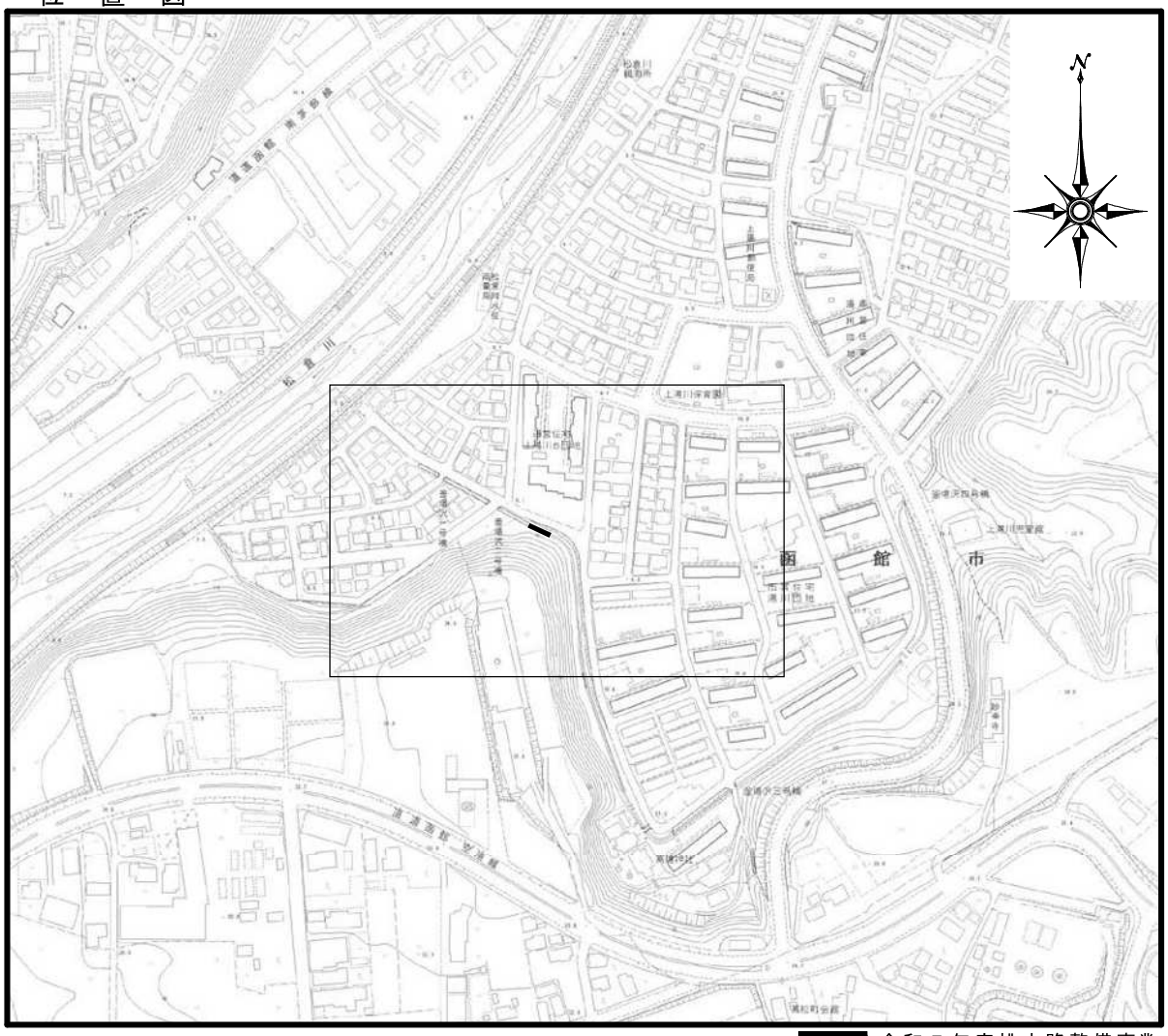

令和５年度排水路整備事業

配　置　図

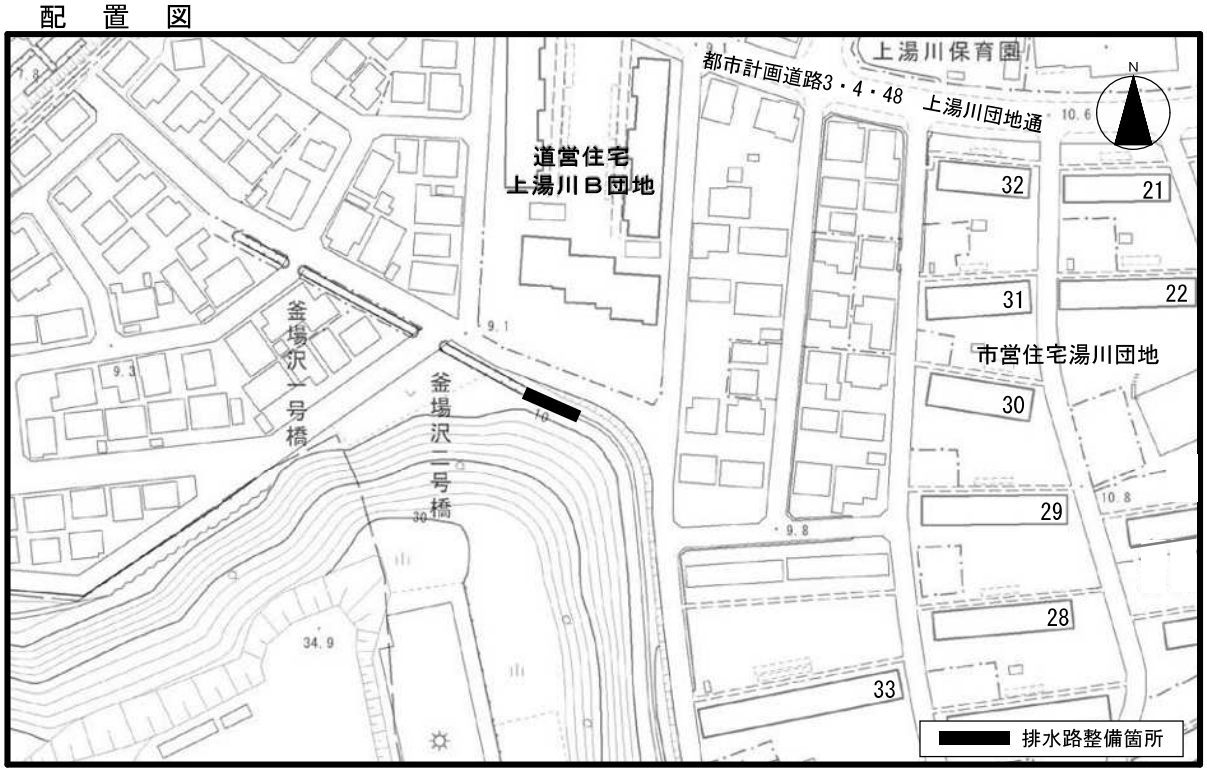

３　函館市手数料条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

宅地造成等規制法の一部改正に伴い規定を整備し，ならびに建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴い，低炭素建築物新築等計画および建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に関する事務について住宅のエネルギー消費性能の評価を国土交通大臣が定める基準により行う場合における手数料を定め，ならびに規定を整備するため

(2) 改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

ア　第２条および別表第７（宅地造成等規制法の事務関係）

法改正により，法律の題名が「宅地造成及び特定盛土等規制法」と改められたことに伴い，法律名の引用箇所の規定を整備する。

イ　別表第１２（低炭素建築物新築等計画の認定関係）

住宅の認定について，省令改正により，住戸の各部位の仕様から基準への適否を判断することができる計算方法が新設されたことに伴い，当該計算方法に対応した手数料を定める。

ウ　別表第１３（建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定関係）

住宅の認定について，省令改正により，住戸の各部位の仕様から基準への適否を判断することができる計算方法が新設されたことに伴い，当該計算方法に対応した手数料を定める。

(3) 施行期日

第２条および別表第７　令和５年５月２６日から施行する。

別表第１２　公布の日から施行する。

別表第１３　公布の日から起算して１０日を経過した日から施行する。

函館市手数料条例　新旧対照表

現　　行

（手数料を徴収する事務およびその金額）

第２条　手数料を徴収する事務の区分およびその金額は，次の各号に掲げる事務の区分に応じ，当該各号に掲げる別表に定めるとおりとする。

(1)～(6)　（略）

(7)　宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の規定に基づく宅地造成に係る工事の許可に関する事務　別表第７

(8)～(14)　（略）

別表第７（第２条関係）

区分		単位	金額
宅地造成等規制法（以下この表において「法」という。）第８条第１項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可	（略）		
法第12条第１項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可	（略）		

別表第12（第２条関係）

区分			単位	金額
１　都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第１項の規定に基づく	(1)　次に掲げる認定の申請に係る建築物または建築物の部分の区分に応じ，それぞれ次に定める者による認定に係る技術的審査（以下こ	住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（以下この表において「住宅単位認定」という。）ま	申請１件につき	次のアおよびイに掲げる額を合算した額（共用部分（共同住宅の用途に供する部分のうち，住戸の部分以外の部分をいう。以下この表において同じ。）がない建築物に係る認定の申請の場合にあっては，次のアに掲げる額。以下この表において「評価機関未審査住宅手数料額」という。）

改　正　案

（手数料を徴収する事務およびその金額）

第２条　（略）

(1)～(6)　（略）

(7)　宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第55号）附則第２条第１項または第２項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の規定に基づく宅地造成に係る工事の許可に関する事務　別表第７

(8)～(14)　（略）

別表第７（第２条関係）

区分		単位	金額
宅地造成等規制法の一部を改正する法律（以下この表において「令和４年改正法」という。）附則第２条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる令和４年改正法による改正前の宅地造成等規制法（以下この表において「令和４年改正前の宅地造成等規制法」という。）第８条第１項の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可	（略）		
令和４年改正法附則第２条第１項または第２項の規定によりなお従前の例によることとされる令和４年改正前の宅地造成等規制法第12条第１項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可	（略）		

別表第12（第２条関係）

区分			単位	金額
１　都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第１項の規定に基づく	(1)　次に掲げる認定の申請に係る建築物または建築物の部分の区分に応じ，それぞれ次に定める者による認定に係る技術的審査（以下こ	住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平	申請１件につき	次のアおよびイに掲げる額を合算した額（共用部分（共同住宅の用途に供する部分のうち，住戸の部分以外の部分をいう。以下この表において同じ。）がない建築物に係る認定の申請の場合にあっては，次のアに掲げる額。以下この表において「評価機関未審査住宅性能基準手数料額」という。

低炭素建築物新築等計画の認定（法第54条第２項の規定による申出がない場合に限る。）	の表において「評価機関審査」という。）を受けていないもの ア　住宅の用途のみに供する建築物または住宅以外の用途に供する一の建築物（住宅の用途に供する部分があるものに限る。以下この表において「複合建築物」という。）の住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第１項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。） 　登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。ウにおいて同じ。） イ　住宅以外の用途のみに供する一の建築物または複合建築物の非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第１項に規定する非住宅部分	たは複合建築物の住宅部分を単位とした認定（以下この表において「複合建築物住宅部分単位認定」という。）		ア　次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (ｱ) 住戸の戸数が１のとき　36,000円 (ｲ) 住戸の戸数が２以上５以下のとき　70,000円 (ｳ) 住戸の戸数が６以上10以下のとき　97,000円 (ｴ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき　136,000円 (ｵ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき　194,000円 (ｶ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき　270,000円 (ｷ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき　370,000円 (ｸ) 住戸の戸数が201以上300以下のとき　490,000円 (ｹ) 住戸の戸数が301以上のとき　570,000円 イ　次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (ｱ) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき　108,000円 (ｲ) 床面積の合計が300平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき　177,000円 (ｳ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき　275,000円 (ｴ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え，10,000平方メートル以下のとき　353,000円 (ｵ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え，25,000平方メートル以下のとき　422,000円 (ｶ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき　490,000円
				（新設）

低炭素建築物新築等計画の認定（法第54条第２項の規定による申出がない場合に限る。）	の表において「評価機関審査」という。）を受けていないもの ア　住宅の用途のみに供する建築物または住宅以外の用途に供する一の建築物（住宅の用途に供する部分があるものに限る。以下この表において「複合建築物」という。）の住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第１項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。） 　登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。ウにおいて同じ。） イ　住宅以外の用途のみに供する一の建築物または複合建築物の非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第１項に規定する非住宅部分	成28年経済産業省令・国土交通省令第１号。以下この表において「基準省令」という。）第10条第２号イ（１）および同号ロ（１）に定める基準（以下この表において「性能基準」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位性能基準認定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした認定（性能基準による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物住宅部分単位性能基準認定」という。）		） ア　次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (ｱ) 住戸の戸数が１のとき　36,000円 (ｲ) 住戸の戸数が２以上５以下のとき　70,000円 (ｳ) 住戸の戸数が６以上10以下のとき　97,000円 (ｴ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき　136,000円 (ｵ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき　194,000円 (ｶ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき　270,000円 (ｷ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき　370,000円 (ｸ) 住戸の戸数が201以上300以下のとき　490,000円 (ｹ) 住戸の戸数が301以上のとき　570,000円 イ　次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (ｱ) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき　108,000円 (ｲ) 床面積の合計が300平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき　177,000円 (ｳ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき　275,000円 (ｴ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え，10,000平方メートル以下のとき　353,000円 (ｵ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え，25,000平方メートル以下のとき　422,000円 (ｶ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき　490,000円
		住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（基準省令第10条第２号イ（２）お	申請１件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ，それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅仕様基準手数料額」という。） ア　住戸の戸数が１のとき　19,000円 イ　住戸の戸数が２以上

		をいう。以下この表において同じ。）　登録建築物エネルギー消費性能判定機関（同法第15条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。ウにおいて同じ。） ウ　複合建築物　登録住宅性能評価機関および登録建築物エネルギー消費性能判定機関									
		住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第１号。以下この表において「基準省令」という。）第１条第１項第１号イに定める基準（以下この表において「標準入力法等」という。）による評価方法によるも	申請１件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定の申請の場合にあっては，当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額」という。） ア　床面積の合計が300平方メートル以下のとき　239,000円 イ　床面積の合計が300平方メートルを超え，1,000平方メートル以下のとき　296,000円 ウ　床面積の合計が1,000平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき　379,000円 エ　床面積の合計が2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき　538,000円 オ　床面積の合計が5,000平方メートルを超え，10,000平方メートル以下のとき　659,000円 カ　床面積の合計が									

		をいう。以下この表において同じ。）　登録建築物エネルギー消費性能判定機関（同法第15条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。ウにおいて同じ。） ウ　複合建築物　登録住宅性能評価機関および登録建築物エネルギー消費性能判定機関									
		住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（基準省令第10条第１号イ（１）および同号ロ（１）に定める基準（以下この表において「標準入力法等」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等認定」という。）または複合建築物の非住	申請１件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定の申請の場合にあっては，当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額」という。） ア　床面積の合計が300平方メートル以下のとき　239,000円 イ　床面積の合計が300平方メートルを超え，1,000平方メートル以下のとき　296,000円 ウ　床面積の合計が1,000平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき　379,000円 エ　床面積の合計が2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき　538,000円 オ　床面積の合計が5,000平方メートルを超え，10,000平方メートル以下のとき　659,000円 カ　床面積の合計が10,000平方メートルを超え，25,000平方メートル以下のとき									
		および同号ロ（２）に定める基準（以下この表において「仕様基準」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位仕様基準認定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした認定（仕様基準による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様基準認定」という。）		のとき　次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては，当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (ｱ) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき　33,000円 (ｲ) 床面積の合計が300平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき　55,000円 (ｳ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき　97,000円 (ｴ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき　145,000円									

		のに限る。）（以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等認定」という。）または複合建築物の非住宅部分を単位とした認定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定」という。）		10,000平方メートルを超え，25,000平方メートル以下のとき 776,000円 キ　床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき　880,000円
		住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（基準省令第１条第１項第１号ロに定める基準（以下この表において「モデル建物法」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法認定」という。）または複合建築物の非住宅部分を単位とした認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）（以下この表	申請１件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定の申請の場合にあっては，当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額」という。） ア　床面積の合計が300平方メートル以下のとき　98,000円 イ　床面積の合計が300平方メートルを超え，1,000平方メートル以下のとき　122,000円 ウ　床面積の合計が1,000平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき 156,000円 エ　床面積の合計が2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき 249,000円 オ　床面積の合計が5,000平方メートルを超え，10,000平方メートル以下のとき 321,000円 カ　床面積の合計が10,000平方メートルを超え，25,000平方メートル以下のとき 383,000円 キ　床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき　440,000円

		宅部分を単位とした認定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定」という。）		776,000円 キ　床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき　880,000円
		住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（基準省令第10条第１号イ（２）および同号ロ（２）に定める基準（以下この表において「モデル建物法」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法認定」という。）または複合建築物の非住宅部分を単位とした認定（モデル建物法による評価方法によるものに限	申請１件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定の申請の場合にあっては，当該建築物の非住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額」という。） ア　床面積の合計が300平方メートル以下のとき 98,000円 イ　床面積の合計が300平方メートルを超え，1,000平方メートル以下のとき　122,000円 ウ　床面積の合計が1,000平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき　156,000円 エ　床面積の合計が2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき　249,000円 オ　床面積の合計が5,000平方メートルを超え，10,000平方メートル以下のとき　321,000円 カ　床面積の合計が10,000平方メートルを超え，25,000平方メートル以下のとき 383,000円 キ　床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき　440,000円

		において「複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定」という。）		
		複合建築物を単位とした認定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物単位標準入力法等認定」という。）	申請１件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額と，住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物標準入力法等手数料額」という。）
		複合建築物を単位とした認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物単位モデル建物法認定」という。）	申請１件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額と，住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物モデル建物法手数料額」という。）
	(2) 評価機関審査を受けたもの	住宅単位認定または複合建築物住宅部分単位認定	申請１件につき	次のアおよびイに掲げる額を合算した額（共用部分がない建築物に係る認定の申請の場合にあっては，次のアに掲げる額。以下この表において「評価機関審査済住宅手数料額」という。） ア　次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ，それぞれ次に定め

		る。）（以下この表において「複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定」という。）		
		複合建築物を単位とした認定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物単位標準入力法等認定」という。）	申請１件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額と，住宅部分についての申請が，複合建築物住宅部分単位性能基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物標準入力法等手数料額」という。）
		複合建築物を単位とした認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物単位モデル建物法認定」という。）	申請１件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額と，住宅部分についての申請が，複合建築物住宅部分単位性能基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物モデル建物法手数料額」という。）
	(2) 評価機関審査を受けたもの	住宅単位性能基準認定または複合建築物住宅部分単位性能基準認定	申請１件につき	次のアおよびイに掲げる額を合算した額（共用部分がない建築物に係る認定の申請の場合にあっては，次のアに掲げる額。以下この表において「評価機関審査済住宅性能基準手数料額」という。） ア　次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ，それぞれ次に定め

				る額 (ｱ) 住戸の戸数が１のとき　7,000円 (ｲ) 住戸の戸数が２以上５以下のとき　12,000円 (ｳ) 住戸の戸数が６以上10以下のとき　18,000円 (ｴ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき　29,000円 (ｵ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき　46,000円 (ｶ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき　80,000円 (ｷ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき　120,000円 (ｸ) 住戸の戸数が201以上300以下のとき　150,000円 (ｹ) 住戸の戸数が301以上のとき　170,000円 イ　次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (ｱ) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき　11,000円 (ｲ) 床面積の合計が300平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき　28,000円 (ｳ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき　80,000円 (ｴ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え，10,000平方メートル以下のとき　126,000円 (ｵ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え，25,000平方メートル以下のとき　158,000円 (ｶ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき　190,000円
				（新設）

				る額 (ｱ) 住戸の戸数が１のとき　7,000円 (ｲ) 住戸の戸数が２以上５以下のとき　12,000円 (ｳ) 住戸の戸数が６以上10以下のとき　18,000円 (ｴ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき　29,000円 (ｵ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき　46,000円 (ｶ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき　80,000円 (ｷ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき　120,000円 (ｸ) 住戸の戸数が201以上300以下のとき　150,000円 (ｹ) 住戸の戸数が301以上のとき　170,000円 イ　次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (ｱ) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき　11,000円 (ｲ) 床面積の合計が300平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき　28,000円 (ｳ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき　80,000円 (ｴ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え，10,000平方メートル以下のとき　126,000円 (ｵ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え，25,000平方メートル以下のとき　158,000円 (ｶ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき　190,000円
		住宅単位仕様基準認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準認定	申請１件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ，それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住宅仕様基準手数料額」という。） ア　住戸の戸数が１のとき　7,000円 イ　住戸の戸数が２以上のとき　次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては，当該建築物の

									住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (ｱ) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき　11,000円 (ｲ) 床面積の合計が300平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき　21,000円 (ｳ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき　44,000円 (ｴ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき　76,000円
		（略）					（略）		
		複合建築物単位標準入力法等認定	申請１件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅標準入力法等手数料額と，住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物標準入力法等手数料額」という。）			複合建築物単位標準入力法等認定	申請１件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅標準入力法等手数料額と，住宅部分についての申請が，複合建築物住宅部分単位性能基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物標準入力法等手数料額」という。）
		複合建築物単位モデル建物法認定	申請１件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額と，住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物モデル建物法手数料額」という。）			複合建築物単位モデル建物法認定	申請１件につき	認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額と，住宅部分についての申請が，複合建築物住宅部分単位性能基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物モデル建物法手数料額」と

2　法第53条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（法第54条第２項の規定による申出がある場合に限る。）	(1) 評価機関審査を受けていないもの	住宅単位認定または複合建築物住宅部分単位認定	申請１件につき	認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第１項および第２項の規定により確認の申請１件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該認定の申請に係る計画に，同条第１項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては，当該昇降機１基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「確認申請手数料相当額」という。）と評価機関未審査住宅手数料額とを合算した額
		（新設）		
		（略）		
	(2) 評価機関審査を受けたもの	住宅単位認定または複合建築物住宅部分単位認定	申請１件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済住宅手数料額とを合算した額
		（新設）		
		（略）		
3　法第55条第１項の規定に基づく認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定（同条第２項において準用する法第54条第２項の規定による申出がない場合に限り，建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの	(1) 評価機関審査を受けていないもの	住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした変更の認定（以下この表において「住宅単位変更認定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした変更の認定（以下この表において「複合建築物住宅部分単位変更認定」という。）	申請１件につき	次のアおよびイに掲げる額を合算した額（共用部分がない建築物に係る変更の認定の申請の場合にあっては，次のアに掲げる額。以下この表において「評価機関未審査住宅変更手数料額」という。） ア　次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (ｱ) 住戸の戸数が１のとき　21,000円 (ｲ) 住戸の戸数が２以上５以下のとき　41,000円 (ｳ) 住戸の戸数が６以上10以下のとき　58,000円 (ｴ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき　82,000円 (ｵ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき

				いう。）
2　法第53条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（法第54条第２項の規定による申出がある場合に限る。）	(1) 評価機関審査を受けていないもの	住宅単位性能基準認定または複合建築物住宅部分単位性能基準認定	申請１件につき	認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第１項および第２項の規定により確認の申請１件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該認定の申請に係る計画に，同条第１項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては，当該昇降機１基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「確認申請手数料相当額」という。）と評価機関未審査住宅性能基準手数料額とを合算した額
		住宅単位仕様基準認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準認定	申請１件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査住宅仕様基準手数料額とを合算した額
		（略）		
	(2) 評価機関審査を受けたもの	住宅単位性能基準認定または複合建築物住宅部分単位性能基準認定	申請１件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済住宅性能基準手数料額とを合算した額
		住宅単位仕様基準認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準認定	申請１件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済住宅仕様基準手数料額とを合算した額
		（略）		
3　法第55条第１項の規定に基づく認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定（同条第２項において準用する法第54条第２項の規定による申出がない場合に限り，建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの	(1) 評価機関審査を受けていないもの	住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした変更の認定（性能基準による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位性能基準変更認定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした変更の認定（性能基準に	申請１件につき	次のアおよびイに掲げる額を合算した額（共用部分がない建築物に係る変更の認定の申請の場合にあっては，次のアに掲げる額。以下この表において「評価機関未審査住宅性能基準変更手数料額」という。） ア　次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (ｱ) 住戸の戸数が１のとき　21,000円 (ｲ) 住戸の戸数が２以上５以下のとき　41,000円 (ｳ) 住戸の戸数が６以上10以下のとき　58,000円 (ｴ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき　82,000円 (ｵ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき

変更の認定を申請する場合を除く。)				120,000円 (ｶ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき 170,000円 (ｷ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき 250,000円 (ｸ) 住戸の戸数が201以上300以下のとき 320,000円 (ｹ) 住戸の戸数が301以上のとき 370,000円 イ　次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (ｱ) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき　59,000円 (ｲ) 床面積の合計が300平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき 102,000円 (ｳ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき 178,000円 (ｴ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え，10,000平方メートル以下のとき 239,000円 (ｵ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え，25,000平方メートル以下のとき 290,000円 (ｶ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 340,000円
				(新設)

変更の認定を申請する場合を除く。)		よる評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定」という。）		120,000円 (ｶ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき 170,000円 (ｷ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき 250,000円 (ｸ) 住戸の戸数が201以上300以下のとき 320,000円 (ｹ) 住戸の戸数が301以上のとき　370,000円 イ　次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (ｱ) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき　59,000円 (ｲ) 床面積の合計が300平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき 102,000円 (ｳ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき 178,000円 (ｴ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え，10,000平方メートル以下のとき 239,000円 (ｵ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え，25,000平方メートル以下のとき 290,000円 (ｶ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 340,000円
		住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした変更の認定（仕様基準による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位仕様基準変更認定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした変更の認定（仕様基準による評価	申請１件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ，それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅仕様基準変更手数料額」という。） ア　住戸の戸数が１のとき　13,000円 イ　住戸の戸数が２以上のとき　次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては，当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (ｱ) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき　22,000円 (ｲ) 床面積の合計が300平方メートルを超え，2,000平方メート

		（略）		
		複合建築物を単位とした変更の認定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物単位標準入力法等変更認定」という。）	申請１件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額と，住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物標準入力法等変更手数料額」という。）
		複合建築物を単位とした変更の認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物単位モデル建物法変更認定」という。）	申請１件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額と，住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物モデル建物法変更手数料額」という。）
	(2) 評価機関審査を受けたもの	住宅単位変更認定または複合建築物住宅部分単位変更認定	申請１件につき	次のアおよびイに掲げる額を合算した額（共用部分がない建築物に係る変更の認定の申請の場合にあっては，次のアに掲げる額。以下この表において「評価機関審査済住宅

		方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定」という。）		ル以下のとき 38,000円 (ｳ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき 70,000円 (ｴ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき 111,000円
		（略）		
		複合建築物を単位とした変更の認定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物単位標準入力法等変更認定」という。）	申請１件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額と，住宅部分についての申請が，複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物標準入力法等変更手数料額」という。）
		複合建築物を単位とした変更の認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物単位モデル建物法変更認定」という。）	申請１件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額と，住宅部分についての申請が，複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物モデル建物法変更手数料額」という。）
	(2) 評価機関審査を受けたもの	住宅単位性能基準変更認定または複合建築物住宅部分単位性能	申請１件につき	次のアおよびイに掲げる額を合算した額（共用部分がない建築物に係る変更の認定の申請の場合にあっては，次のアに掲げる額。以下この表において「評価機関審査済住宅

				変更手数料額」という。） ア　次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (ｱ) 住戸の戸数が１のとき　7,000円 (ｲ) 住戸の戸数が２以上５以下のとき　12,000円 (ｳ) 住戸の戸数が６以上10以下のとき　18,000円 (ｴ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき　29,000円 (ｵ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき　46,000円 (ｶ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき　80,000円 (ｷ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき　120,000円 (ｸ) 住戸の戸数が201以上300以下のとき　150,000円 (ｹ) 住戸の戸数が301以上のとき　170,000円 イ　次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (ｱ) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき　11,000円 (ｲ) 床面積の合計が300平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき　28,000円 (ｳ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき　80,000円 (ｴ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え，10,000平方メートル以下のとき　126,000円 (ｵ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え，25,000平方メートル以下のとき　158,000円 (ｶ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき　190,000円					基準変更認定		性能基準変更手数料額」という。） ア　次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (ｱ) 住戸の戸数が１のとき　7,000円 (ｲ) 住戸の戸数が２以上５以下のとき　12,000円 (ｳ) 住戸の戸数が６以上10以下のとき　18,000円 (ｴ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき　29,000円 (ｵ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき　46,000円 (ｶ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき　80,000円 (ｷ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき　120,000円 (ｸ) 住戸の戸数が201以上300以下のとき　150,000円 (ｹ) 住戸の戸数が301以上のとき　170,000円 イ　次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (ｱ) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき　11,000円 (ｲ) 床面積の合計が300平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき　28,000円 (ｳ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき　80,000円 (ｴ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え，10,000平方メートル以下のとき　126,000円 (ｵ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え，25,000平方メートル以下のとき　158,000円 (ｶ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき　190,000円
				（新設）			住宅単位仕様基準変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準変更	申請１件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ，それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住宅仕様基準変更手数料額」という。）

										認定		ア　住戸の戸数が１のとき　7,000円 イ　住戸の戸数が２以上のとき　次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては，当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (ｱ) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき　11,000円 (ｲ) 床面積の合計が300平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき　21,000円 (ｳ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき　44,000円 (ｴ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき　76,000円
			（略）							（略）			
			複合建築物単位標準入力法等変更認定	申請１件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額と，住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物標準入力法等変更手数料額」という。）						複合建築物単位標準入力法等変更認定	申請１件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額と，住宅部分についての申請が，複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物標準入力法等変更手数料額」という。）
			複合建築物単位モデル建物法変更認定	申請１件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額と，住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物モデル建物法変更手数料額」という。）						複合建築物単位モデル建物法変更認定	申請１件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額と，住宅部分についての申請が，複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様

4　法第55条第１項の規定に基づく認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定（同条第２項において準用する法第54条第２項の規定による申出がある場合に限り，建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く。）	(1) 評価機関審査を受けていないもの	住宅単位変更認定または複合建築物住宅部分単位変更認定	申請１件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第１項および第２項の規定により確認の申請１件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該変更の認定の申請に係る計画に，同条第１項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては，当該昇降機１基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「確認申請変更手数料相当額」という。）と評価機関未審査住宅変更手数料額とを合算した額
		（新設）		
		（略）		
	(2) 評価機関審査を受けたもの	住宅単位変更認定または複合建築物住宅部分単位変更認定	申請１件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅変更手数料額とを合算した額
		（新設）		
		（略）		
5　（略）				

備考

1　同一の建築物に係る認定の申請があった場合において，当該申請がこの表の１(１)の項，１(２)の項，２(１)の項または２(２)の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定と，複合建築物住宅部分単位認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は，当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。

2　同一の建築物に係る認定の申請があった場合において，当該申請がこの表の１(１)の項，１(２)の項，２(１)の項または２(２)の項の

				基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物モデル建物法変更手数料額」という。）
4　法第55条第１項の規定に基づく認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定（同条第２項において準用する法第54条第２項の規定による申出がある場合に限り，建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く。）	(1) 評価機関審査を受けていないもの	住宅単位性能基準変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定	申請１件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第１項および第２項の規定により確認の申請１件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該変更の認定の申請に係る計画に，同条第１項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては，当該昇降機１基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「確認申請変更手数料相当額」という。）と評価機関未審査住宅性能基準変更手数料額とを合算した額
		住宅単位仕様基準変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定	申請１件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額
		（略）		
	(2) 評価機関審査を受けたもの	住宅単位性能基準変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定	申請１件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅性能基準変更手数料額とを合算した額
		住宅単位仕様基準変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定	申請１件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額
		（略）		
5　（略）				

備考

1　同一の建築物に係る認定の申請があった場合において，当該申請がこの表の１(１)の項，１(２)の項，２(１)の項または２(２)の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定と，複合建築物住宅部分単位性能基準認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は，当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。

2　同一の建築物に係る認定の申請があった場合において，当該申請がこの表の１(１)の項，１(２)の項，２(１)の項または２(２)の項のそ

それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定と，複合建築物住宅部分単位認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は，当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。

3　同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において，当該申請がこの表の３（１）の項，３（２）の項，４（１）の項または４（２）の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定と，複合建築物住宅部分単位変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は，当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。

4　同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において，当該申請がこの表の３（１）の項，３（２）の項，４（１）の項または４（２）の項のそれぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定と，複合建築物住宅部分単位変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は，当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。

5　法第53条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請が，基準省令第１条第１項第１号ただし書に該当するものであるときは，標準入力法等による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。

6　法第55条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請が，基準省令第１条第１項第１号ただし書に該当するものであるときは，標準入力法等による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。

別表第13（第２条関係）

区分			単位	金額
1　（略）				
2　（略）				
3　法第34条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同条第３項各号に掲げる事項が記載されているものを除く。以下この表（備考第９項から第11項までを除く。）において同じ。）の認定（法第35条第２項の規定による申出がない場合	(1) 次に掲げる認定の申請に係る建築物または建築物の部分の区分に応じ，それぞれ次に定める者による認定に係る技術的審査または法第12条第１項もしくは第13条第２項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。）もしくは法第35条第１項の	住宅の用途のみに供する一の建築物（住戸の戸数が２以上であるものに限る。）を単位とした認定（基準省令第１条第１項第２号イ（１）および同号ロ（１）または第10条第２号に定める基準（以下この表において「性能基準」という。）（基準省令第５条第３項第１号または第14条第２項第１号に掲げる住宅に係るものに限る。）による	申請１件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては，当該建築物の住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価手数料額」という。） ア　床面積の合計が300平方メートル以下のとき　66,000円 イ　床面積の合計が300平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき　108,000円 ウ　床面積の合計が2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき　182,000円 エ　床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき　259,000円

れぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定と，複合建築物住宅部分単位性能基準認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は，当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。

3　同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において，当該申請がこの表の３（１）の項，３（２）の項，４（１）の項または４（２）の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定と，複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は，当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。

4　同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において，当該申請がこの表の３（１）の項，３（２）の項，４（１）の項または４（２）の項のそれぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定と，複合建築物住宅部分単位性能基準変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は，当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。

5　法第53条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請が，基準省令第10条第１号ただし書に該当するものであるときは，標準入力法等による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。

6　法第55条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請が，基準省令第10条第１号ただし書に該当するものであるときは，標準入力法等による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。

別表第13（第２条関係）

区分			単位	金額
1　（略）				
2　（略）				
3　法第34条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同条第３項各号に掲げる事項が記載されているものを除く。以下この表（備考第９項から第11項までを除く。）において同じ。）の認定（法第35条第２項の規定による申出がない場合	(1) 次に掲げる認定の申請に係る建築物または建築物の部分の区分に応じ，それぞれ次に定める者による認定に係る技術的審査または法第12条第１項もしくは第13条第２項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。）もしくは法第35条第１項の	住宅の用途のみに供する一の建築物（住戸の戸数が２以上であるものに限る。）を単位とした認定（基準省令第１条第１項第２号イ（１）および同号ロ（１）または第10条第２号イ（１）および同号ロ（１）に定める基準（以下この表において「性能基準」という。）（基準省令第５条第３項第１号または第14条第２項第１号に掲げる住宅	申請１件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては，当該建築物の住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価手数料額」という。） ア　床面積の合計が300平方メートル以下のとき　66,000円 イ　床面積の合計が300平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき　108,000円 ウ　床面積の合計が2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき　182,000円 エ　床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき　259,000円

に限る。）および法第41条第１項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定	規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（建築基準法に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。）もしくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（建築基準法に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。）（以下この表においてこれらを「評価機関審査等」という。）を受けていないもの ア　住宅の用途のみに供する建築物または住宅以外の用途に供する一の建築物（住宅の用途に供する部分があるものに限る。以下この表において「複合建築物」という。）の住宅部分（法第11条第１項に規定する住宅	評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位性能基準共用部分評価認定」という。）または複合建築物（住戸の戸数が２以上であるものに限る。）の住宅部分を単位とした認定（性能基準（基準省令第５条第３項第１号または第14条第２項第１号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定」という。）		
		（略）		
		住宅の用途のみに供する一の建築物（住戸の戸数が１であるものに限る。）を単位とした認定（基準省令第１条第１項第２号イ（２）（ｉ）および同号ロ（２）に定める基準（以下この表	申請１件につき	次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅モデル住宅法手数料額」という。）　19,000円

に限る。）および法第41条第１項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定	規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（建築基準法に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。）もしくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（建築基準法に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。）（以下この表においてこれらを「評価機関審査等」という。）を受けていないもの ア　住宅の用途のみに供する建築物または住宅以外の用途に供する一の建築物（住宅の用途に供する部分があるものに限る。以下この表において「複合建築物」という。）の住宅部分（法第11条第１項に規定する住宅	に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位性能基準共用部分評価認定」という。）または複合建築物（住戸の戸数が２以上であるものに限る。）の住宅部分を単位とした認定（性能基準（基準省令第５条第３項第１号または第14条第２項第１号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定」という。）		
		（略）		
		住宅の用途のみに供する一の建築物（住戸の戸数が１であるものに限る。）を単位とした認定（基準省令第１条第１項第２号イ（２）および同号ロ（２）に定める基準（住戸の戸数が１で	申請１件につき	次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅モデル住宅法手数料額」という。）　19,000円

	部分をいう。以下この表において同じ。）　登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。ウにおいて同じ。） イ　住宅以外の用途のみに供する一の建築物または複合建築物の非住宅部分（法第11条第１項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。） 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第15条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。ウにおいて同じ。） ウ　複合建築物	において「モデル住宅法」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位モデル住宅法認定」という。）または複合建築物（住戸の戸数が１であるものに限る。）の住宅部分を単位とした認定（モデル住宅法による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物住宅部分単位モデル住宅法認定」という。） 住宅の用途のみに供する一の建築物（住戸の戸数が２以上であるものに限る。）を単位とした認定（基準省令第１条第１項第２号イ（２）（ⅱ）および同号ロ（２）に定める基準（以下この表において「フロア入力法」という。）（基準省令第５条第	申請１件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物住宅部分単位フロア入力法共用部分評価認定の申請の場合にあっては，当該建築物の住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅フロア入力法共用部分評価手数料額」という。） ア　床面積の合計が300平方メートル以下のとき　33,000円 イ　床面積の合計が300平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき　55,000円 ウ　床面積の合計が2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき　97,000円 エ　床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき　145,000円

	部分をいう。以下この表において同じ。）　登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。ウにおいて同じ。） イ　住宅以外の用途のみに供する一の建築物または複合建築物の非住宅部分（法第11条第１項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。） 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第15条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。ウにおいて同じ。） ウ　複合建築物	ある住宅に係るものに限る。）（以下この表において「モデル住宅法」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位モデル住宅法認定」という。）または複合建築物（住戸の戸数が１であるものに限る。）の住宅部分を単位とした認定（モデル住宅法による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物住宅部分単位モデル住宅法認定」という。） 住宅の用途のみに供する一の建築物（住戸の戸数が２以上であるものに限る。）を単位とした認定（基準省令第１条第１項第２号イ（２）および同号ロ（２）に定める基準（住戸の戸数が２以上である住宅に係るものに限る。）（以下この表において	申請１件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物（複合建築物住宅部分単位フロア入力法共用部分評価認定の申請の場合にあっては，当該建築物の住宅部分）の床面積の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅フロア入力法共用部分評価手数料額」という。） ア　床面積の合計が300平方メートル以下のとき　33,000円 イ　床面積の合計が300平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき　55,000円 ウ　床面積の合計が2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき　97,000円 エ　床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき　145,000円

	登録住宅性能評価機関および登録建築物エネルギー消費性能判定機関	３項第１号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位フロア入力法共用部分評価認定」という。）または複合建築物（住戸の戸数が２以上であるものに限る。）の住宅部分を単位とした認定（フロア入力法（同号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物住宅部分単位フロア入力法共用部分評価認定」という。）		
		（略）		
		住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（基準省令第１条第１項第２号イ（３）および同号ロ（３）に定める基準（以下この表において「	申請１件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ，それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅仕様基準手数料額」という。） ア　住戸の戸数が１のとき　19,000円 イ　住戸の戸数が２以上のとき　次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては，当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める

	登録住宅性能評価機関および登録建築物エネルギー消費性能判定機関	「フロア入力法」という。）（基準省令第５条第３項第１号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位フロア入力法共用部分評価認定」という。）または複合建築物（住戸の戸数が２以上であるものに限る。）の住宅部分を単位とした認定（フロア入力法（同号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物住宅部分単位フロア入力法共用部分評価認定」という。）		
		（略）		
		住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（基準省令第１条第１項第２号イ（３）および同号ロ（３）<u>または第10条第２号イ（２）および同</u>	申請１件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ，それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅仕様基準手数料額」という。） ア　住戸の戸数が１のとき　19,000円 イ　住戸の戸数が２以上のとき　次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様基準認定の申請の場合にあっては，当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める

		仕様基準」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位仕様基準認定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした認定（仕様基準による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様基準認定」という。）		額 (ｱ) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき　33,000円 (ｲ) 床面積の合計が300平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき　55,000円 (ｳ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき　97,000円 (ｴ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき　145,000円
		（略）		
	(2)　（略）			
4　法第34条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（法第35条第２項の規定による申出がある場合に限る。）	(1) 評価機関審査等を受けていないもの	（略）		
		住宅単位性能基準共用部分非評価認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定	申請１件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価手数料額とを合算した額
		（新設）		
		（略）		
	(2) 評価機関審査等を受けたもの	（略）		
		住宅単位性能基準共用部分非評価認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定	申請１件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価手数料額とを合算した額

		号ロ（２）に定める基準（以下この表において「仕様基準」という。）による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「住宅単位仕様基準認定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした認定（仕様基準による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様基準認定」という。）		額 (ｱ) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき　33,000円 (ｲ) 床面積の合計が300平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき　55,000円 (ｳ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき　97,000円 (ｴ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき　145,000円
		（略）		
	(2)　（略）			
4　法第34条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（法第35条第２項の規定による申出がある場合に限る。）	(1) 評価機関審査等を受けていないもの	（略）		
		（略）		
		住宅単位仕様基準認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準認定	申請１件につき	確認申請手数料相当額と評価機関未審査住宅仕様基準手数料額とを合算した額
		（略）		
	(2) 評価機関審査等を受けたもの	（略）		
		（略）		

		（新設）		
		（略）		
5　法第36条第１項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（同条第２項において準用する法第35条第２項の規定による申出がない場合に限り，建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く。）	(1) 評価機関審査等を受けていないもの	（略）		
		住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした性能基準（住戸の戸数が１である住宅または基準省令第14条第２項第２号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法による変更の認定（以下この表において「住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした性能基準（住戸の戸数が１である住宅または同号に掲げる住宅に係るものに限る。）による評価方法による変更の認定（以下この表において「複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定」という。）	申請１件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ，それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額」という。） ア　住戸の戸数が１のとき　21,000円 イ　住戸の戸数が２以上のとき　次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては，当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (ｱ) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき　39,000円 (ｲ) 床面積の合計が300平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき　64,000円 (ｳ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき　113,000円 (ｴ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき　168,000円
		（新設）		

		住宅単位仕様基準認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準認定	申請１件につき	確認申請手数料相当額と評価機関審査済住宅仕様基準手数料額とを合算した額
		（略）		
5　法第36条第１項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（同条第２項において準用する法第35条第２項の規定による申出がない場合に限り，建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く。）	(1) 評価機関審査等を受けていないもの	（略）		
		（略）		
		住宅の用途のみに供する一の建築物	申請１件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ，それぞれ次に定める額（以下この表にお

								を単位とした仕様基準による評価方法による変更の認定（以下この表において「住宅単位仕様基準変更認定」という。）または複合建築物の住宅部分を単位とした仕様基準による評価方法による変更の認定（以下この表において「複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定」という。）		いて「評価機関未審査住宅仕様基準変更手数料額」という。） ア　住戸の戸数が１のとき　13,000円 イ　住戸の戸数が２以上のとき　次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては，当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (ｱ) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき　22,000円 (ｲ) 床面積の合計が300平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき　38,000円 (ｳ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき　70,000円 (ｴ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき　111,000円
			（略）					（略）			
			複合建築物を単位とした標準入力法等による評価方法による変更の認定（以下この表において「複合建築物単位標準入力法等変更認定」という。）	申請１件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額と，住宅部分についての申請が，複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物標準入力法等変更手数料額」という。）		複合建築物を単位とした標準入力法等による評価方法による変更の認定（以下この表において「複合建築物単位標準入力法等変更認定」という。）	申請１件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額と，住宅部分についての申請が，複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物標準入力法等変更手数料額」という。）
			複合建築物を単位としたモデル建物法による評価方法による変更の認定（以下こ	申請１件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額と，住宅部分についての申請が，複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積に		複合建築物を単位としたモデル建物法による評価方法による変更の認定（以下こ	申請１件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額と，住宅部分についての申請が，複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積に

		の表において「複合建築物単位モデル建物法変更認定」という。）		より算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物モデル建物法変更手数料額」という。）
	(2) 評価機関審査等を受けたもの	（略）		
		住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定	申請１件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ，それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額」という。） ア　住戸の戸数が１のとき　7,000円 イ　住戸の戸数が２以上のとき　次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては，当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ，それぞれ次に定める額 (ｱ) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき　11,000円 (ｲ) 床面積の合計が300平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき　21,000円 (ｳ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき　44,000円 (ｴ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき　76,000円
		（新設）		

		の表において「複合建築物単位モデル建物法変更認定」という。）		より算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合建築物モデル建物法変更手数料額」という。）
	(2) 評価機関審査等を受けたもの	（略）		
		（略）		
		住宅単位仕様基準変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定	申請１件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ，それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住宅仕様基準変更手数料額」という。） ア　住戸の戸数が１のとき　7,000円 イ　住戸の戸数が２以上のとき　次に掲げる当該建築物（複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては，当該建築物の住宅部分）の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）の合計の区

									分に応じ，それぞれ次に定める額 (ｱ) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円 (ｲ) 床面積の合計が300平方メートルを超え，2,000平方メートル以下のとき 21,000円 (ｳ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以下のとき 44,000円 (ｴ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるとき 76,000円
		（略）					（略）		
		複合建築物単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額と，住宅部分についての申請が，複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物標準入力法等変更手数料額」という。）			複合建築物単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額と，住宅部分についての申請が，複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物標準入力法等変更手数料額」という。）
		複合建築物単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額と，住宅部分についての申請が，複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物モデル建物法変更手数料額」という。）			複合建築物単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	変更の認定の申請に係る一の建築物の非住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額と，住宅部分についての申請が，複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の床面積により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを，複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定の申請の場合にあっては当該住宅部分の住戸の戸数および床面積（当

6　法第36条第１項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（同条第２項において準用する法第35条第２項の規定による申出がある場合に限り，建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く。）	(1) 評価機関審査等を受けていないもの	（略）		
		住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定	申請１件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額
		（新設）		
		（略）		
	(2) 評価機関審査等を受けたもの	（略）		
		住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定または複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定	申請１件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額
		（新設）		
		（略）		
7　（略）				

備考

１・２　（略）

３　同一の建築物（法第34条第３項各号に掲げる事項が記載されている建築物エネルギー消費性能向上計画に係るものを除く。次項において同じ。）に係る認定の申請があった場合において，当該申請がこの表の３（１）の項，３（２）の項，４（１）の項または４（２）の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定（住宅部分に係る評価方法が性能基準による評価方法であるものに限る。）と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は，当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定の申請に係る手数料の額に相当する額とし，当該申請がこの表の３（１）の項，３（２）の項，４（１）の項または４（２）の項のそれぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定（住宅部分に係る評価方法が性能基準による評価方法であるものに限る。）と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る

				該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合建築物モデル建物法変更手数料額」という。）
6　法第36条第１項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（同条第２項において準用する法第35条第２項の規定による申出がある場合に限り，建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く。）	(1) 評価機関審査等を受けていないもの	（略）		
		（略）		
		住宅単位仕様基準変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定	申請１件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額
		（略）		
	(2) 評価機関審査等を受けたもの	（略）		
		（略）		
		住宅単位仕様基準変更認定または複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定	申請１件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住宅仕様基準変更手数料額とを合算した額
		（略）		
7　（略）				

備考

１・２　（略）

３　同一の建築物（法第34条第３項各号に掲げる事項が記載されている建築物エネルギー消費性能向上計画に係るものを除く。次項において同じ。）に係る認定の申請があった場合において，当該申請がこの表の３（１）の項，３（２）の項，４（１）の項または４（２）の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定（住宅部分に係る評価方法が性能基準または仕様基準による評価方法であるものに限る。）と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は，当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等認定の申請に係る手数料の額に相当する額とし，当該申請がこの表の３（１）の項，３（２）の項，４（１）の項または４（２）の項のそれぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定（住宅部分に係る評価方法が性能基準または仕様基準による評価方法であるものに限る。）と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価認定もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価認定もしくは複合建築物住

手数料の額は，当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。	宅部分単位仕様基準認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は，当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
4　同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において，当該申請がこの表の５（１）の項，５（２）の項，６（１）の項または６（２）の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は，当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とし，当該申請がこの表の５（１）の項，５（２）の項，６（１）の項または６（２）の項のそれぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は，当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。	4　同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において，当該申請がこの表の５（１）の項，５（２）の項，６（１）の項または６（２）の項のそれぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定または複合建築物非住宅部分単位標準入力法等変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は，当該それぞれの項における複合建築物単位標準入力法等変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とし，当該申請がこの表の５（１）の項，５（２）の項，６（１）の項または６（２）の項のそれぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定と複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分評価変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位性能基準共用部分非評価変更認定もしくは複合建築物住宅部分単位仕様基準変更認定または複合建築物非住宅部分単位モデル建物法変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は，当該それぞれの項における複合建築物単位モデル建物法変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
５～11　（略）	５～11　（略）

４　函館市建築基準条例の一部を改正する条例の骨子

(1)　改正理由

建築基準法の一部改正に伴い，住宅等の機械室等に係る容積率の算定の特例の認定に関する事務等について手数料を徴収することとし，および規定を整備するため

(2)　改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

法改正により，建築物に対して省エネに対応した工事を行うに当たり一定の要件を満たす場合に容積率，建蔽率および高さの制限を緩和することができる特例が設けられたこと，ならびに一団地において総合的設計ができる行為に大規模な修繕および模様替えが追加されたことに伴い，当該特例の認定等に係る手数料を定め，ならびに所要の規定の整備を行う。

(3)　施行期日

令和５年４月１日から施行する。

函館市建築基準条例　新旧対照表

現　　行	改　正　案
（その他の申請手数料） 第60条の15　次の各号に掲げる申請をしようとする者は，申請の際に，申請１件につき，当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。	（その他の申請手数料） 第60条の15　（略）
(1)～(12)　（略）	(1)～(12)　（略）
（新設）	(13)　法第52条第６項第３号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請　27,000円
(13)　法第52条第10項，第11項または第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請　160,000円	(14)　法第52条第10項または第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請　160,000円
(14)　法第53条第４項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請　33,000円	(15)　法第53条第４項または第５項（同項第４号に係る部分に限る。）の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請　33,000円
(15)～(17)　（略）	(16)～(18)　（略）
（新設）	(19)　法第55条第３項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請　160,000円
(18)　法第55条第３項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請　160,000円	(20)　法第55条第４項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請　160,000円
(19)～(23)　（略）	(21)～(25)　（略）
（新設）	(26)　法第58条第２項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請　160,000円
(24)～(42)　（略）	(27)～(45)　（略）
(43)　法第86条の２第１項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請　次に掲げる場合の区分に応じ，次に掲げる額	(46)　法第86条の２第１項の規定に基づく建築物の新築または増築等の認定の申請　次に掲げる場合の区分に応じ，次に掲げる額
ア　建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が１である場合　78,000円	ア　建築物の数が１である場合　78,000円
イ　建築物の数が２以上である場合　78,000円に１を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	イ　（略）
(44)　法第86条の２第２項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率または各部分の高さに関する特例の許可の申請　次に掲げる場合の区分に応じ，次に掲げる額	(47)　法第86条の２第２項の規定に基づく建築物の容積率または各部分の高さに関する特例の許可の申請　次に掲げる場合の区分に応じ，次に掲げる額
ア　建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が１である場合　160,000円	ア　建築物の数が１である場合　160,000円

イ　建築物の数が２以上である場合 160,000円に１を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額 (45)　法第86条の２第３項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請　次に掲げる場合の区分に応じ，次に掲げる額 ア　建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が１である場合　160,000円 イ　建築物の数が２以上である場合 160,000円に１を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額 (46)～(54)　（略）	イ　（略） (48)　法第86条の２第３項の規定に基づく建築物の新築または増築等の許可の申請 次に掲げる場合の区分に応じ，次に掲げる額 ア　建築物の数が１である場合 160,000円 イ　（略） (49)～(57)　（略）

5　函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1)　改正理由

建築基準法の一部改正に伴い，住宅等の機械室等で市長の認定を受けたものについて，その床面積を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない等の措置を講じ，および一団地の建築物について，総合的設計により大規模の修繕等をする場合の取扱いに関する規定を整備するため

(2)　改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

法改正により，建築物に対して省エネに対応した工事を行うに当たり一定の要件を満たす場合に容積率の制限を緩和することができる特例が設けられたこと，ならびに一団地において総合的設計ができる行為に大規模な修繕および模様替えが追加されたことに伴い，規定の整備を行う。

(3)　施行期日

令和５年４月１日から施行する。

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例　新旧対照表

現　　行	改　正　案
（建築物の容積率の最高限度） 第４条　別表第３ア欄に掲げる計画地区内においては，建築物の容積率は，同欄に掲げる計画地区の区分に応じ，それぞれ同表イ欄に掲げる数値以下でなければならない。	（建築物の容積率の最高限度） 第４条　（略）
２　建築物の敷地が前項の規定による建築物の容積率に関する制限を受ける計画地区の２以上にわたる場合においては，当該建築物の容積率は，同項の規定による当該各計画地区内の建築物の容積率の限度にその敷地の当該計画地区内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。	２　（略）
３　（略）	３　（略）
４　第１項および第２項の容積率を算定する場合において，建築物の延べ面積には，建築物の地階でその天井が地盤面（法第52条第４項に規定する地盤面をいう。）からの高さ１メートル以下にあるものの住宅または老人ホーム，福祉ホームその他これらに類するもの（以下「老人ホーム等」という。）の用途に供する部分（法第52条第６項の政令で定める昇降機の昇降路の部分または共同住宅もしくは老人ホーム等の共用の廊下もしくは階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積は，当該建築物の住宅および老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の３分の１を限度として算入しない。	４　第１項および第２項の容積率を算定する場合において，建築物の延べ面積には，建築物の地階でその天井が地盤面（法第52条第４項に規定する地盤面をいう。）からの高さ１メートル以下にあるものの住宅または老人ホーム，福祉ホームその他これらに類するもの（以下「老人ホーム等」という。）の用途に供する部分（法第52条第６項各号に掲げる建築物の部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積は，当該建築物の住宅および老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の３分の１を限度として算入しない。
５　第１項および第２項の容積率を算定する場合において，建築物の延べ面積には，法第52条第６項の政令で定める昇降機の昇降路の部分または共同住宅もしくは老人ホーム等の共用の廊下もしくは階段の用に供する部分の床面積は，算入しない。	５　第１項および第２項の容積率を算定する場合において，建築物の延べ面積には，法第52条第６項各号に掲げる建築物の部分の床面積は，算入しない。
（総合的設計による一団地の建築物の取扱い） 第10条　一団地内に２以上の構えを成す建築物を総合的設計によって建築する場合において，市長がその各建築物の位置および構造が安全上，防火上および衛生上支障がないと認めるものについては，第４条，第５条第１項，第７条または第８条第１項の規定を適用する場合においては，これらの建築物は，同一敷地内にあるものとみなす。	（総合的設計による一団地の建築物の取扱い） 第10条　一団地内に２以上の構えを成す建築物の総合的設計による建築等（法第86条第１項に規定する建築等をいう。）をする場合において，市長がその各建築物の位置および構造が安全上，防火上および衛生上支障がないと認めるものについては，第４条，第５条第１項，第７条または第８条第１項の規定を適用する場合においては，これら

	の建築物は，同一敷地内にあるものとみなす。
（既存の建築物に対する制限の緩和） 第11条　（略） ２　法第３条第２項の規定により第４条第１項または第２項の規定の適用を受けない建築物について，次に掲げる範囲内において増築または改築をする場合においては，法第３条第３項第３号および第４号の規定にかかわらず，第４条第１項または第２項の規定は，適用しない。 (1) 増築または改築に係る部分が増築または改築後においてエレベーター（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第129条の３第１項第１号に規定するエレベーターをいう。以下この項において同じ。）の昇降路の部分（当該エレベーターの設置に付随して設けられる共同住宅または老人ホーム等の共用の廊下または階段の用に供する部分を含む。），自動車車庫等部分，備蓄倉庫部分，蓄電池設置部分，自家発電設備設置部分，貯水槽設置部分または宅配ボックス設置部分となること。 (2) 増築前におけるエレベーターの昇降路の部分，共同住宅または老人ホーム等の共用の廊下または階段の用に供する部分，自動車車庫等部分，備蓄倉庫部分，蓄電池設置部分，自家発電設備設置部分，貯水槽設置部分および宅配ボックス設置部分以外の部分の床面積の合計が基準時（法第３条第２項の規定により第４条第１項または第２項の規定の適用を受けない建築物について，法第３条第２項の規定により引き続き第４条第１項または第２項の規定（これらの規定が改正された場合においては，改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。次号において同じ。）における当該部分の床面積の合計を超えないものであること。 (3) （略） ３　（略）	（既存の建築物に対する制限の緩和） 第11条　（略） ２　（略） (1) 増築または改築に係る部分が増築または改築後においてエレベーター（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第129条の３第１項第１号に規定するエレベーターをいう。以下この項において同じ。）の昇降路の部分（当該エレベーターの設置に付随して設けられる共同住宅または老人ホーム等の共用の廊下または階段の用に供する部分を含む。），法第52条第６項第３号に掲げる建築物の部分，自動車車庫等部分，備蓄倉庫部分，蓄電池設置部分，自家発電設備設置部分，貯水槽設置部分または宅配ボックス設置部分となること。 (2) 増築前におけるエレベーターの昇降路の部分，共同住宅または老人ホーム等の共用の廊下または階段の用に供する部分，法第52条第６項第３号に掲げる建築物の部分，自動車車庫等部分，備蓄倉庫部分，蓄電池設置部分，自家発電設備設置部分，貯水槽設置部分および宅配ボックス設置部分以外の部分の床面積の合計が基準時（法第３条第２項の規定により第４条第１項または第２項の規定の適用を受けない建築物について，法第３条第２項の規定により引き続き第４条第１項または第２項の規定（これらの規定が改正された場合においては，改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。次号において同じ。）における当該部分の床面積の合計を超えないものであること。 (3) （略） ３　（略）

６　専決処分の報告について（工事請負変更契約について）

(1) 専決処分の内容

令和３年９月１３日第３回市議会定例会において議決を得た南茅部中学校校舎新築主体その他工事について，工事請負変更契約を地方自治法第１８０条第１項の規定により，令和４年１２月８日市長が専決処分した。

(2) 工事概要

工事名：南茅部中学校校舎新築主体その他工事

請負金額	当　初　５８４，６５０，０００円 変更後　６０４，６３７，０００円
契　約　日	令和３年　９月１３日
変更契約日	令和４年１２月　８日
工　　期	令和３年　９月１４日～令和５年　１月１１日
請　負　人	松本組・平林組・小野建設・ダイイチ澤田建設南茅部中学校校舎新築主体その他工事共同企業体 代表者　函館市吉川町４番３０号 株式会社松本組

(3) 請負金額変更の理由

請負人から函館市工事請負契約約款第２６条第５項（単品スライド条項）の規定に基づく請負代金額の変更請求があり，同条第７項の規定による協議の結果，鋼材などの資材価格に著しい上昇が認められたため

［参考］函館市工事請負契約約款 抜粋

（賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第２６条　（略）

２～４　（略）

５　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ，請負代金額が不適当となったときは，発注者または受注者は，前各項の規定によるほか，請負代金額の変更を請求することができる。

６　（略）

７　前２項の場合において，請負代金額の変更額については，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては，発注者が定め，受注者に通知する。

7　令和５（２０２３）年度一般財団法人函館市住宅都市施設公社事業計画の報告について

(1)　事業概要

令和５（２０２３）年度は，事業計画に基づく実施事業として「住生活環境向上事業」，収益事業等として「公営住宅等の管理に関する事業」，「公共及び民間建築物に関する事業」および「公園及び街路樹等の維持管理に関する事業」を実施する。

住生活環境向上事業は，住宅や緑化に関する調査および啓発・相談事業を実施する。

公営住宅等の管理に関する事業は，市営住宅等管理業務および道営住宅等管理業務の指定管理事業ならびにシルバーハウジング生活援助員派遣業務，北海道公営住宅家賃等徴収事務業務，北海道住宅供給公社資産管理補完等業務およびＵＲ賃貸住宅団地等総合管理業務の受託事業を実施する。

公共及び民間建築物に関する事業は，公共建築物等維持補修業務および介護保険住宅改修費支給に係る業務の受託事業ならびに建築確認検査事業の収益事業を実施する。

公園及び街路樹等の維持管理に関する事業は，都市公園管理業務，戸井ウォーターパーク管理業務および道立公園管理業務の指定管理事業，その他公園管理業務，公園環境美化推進事業業務，はこだてＭＯＭＩ－Ｇフェスタ開催業務，東山墓園墓地管理等業務，サクラ環境対策業務，緑地等管理業務，街路樹および植樹桝等維持管理業務および市有共同墓地管理業務の受託事業ならびに売店事業および自動販売機設置事業等の自主事業を実施する。

(2)　予算の状況

（単位：千円）

科　　目	予　算　額	前年度予算額	増　　減
一般正味財産増減の部			
当期経常増減額	44,720	29,979	14,741
当期一般正味財産増減額	13,457	3,581	9,876
一般正味財産期首残高	265,110	264,915	195
一般正味財産期末残高　(A)	278,567	268,496	10,071
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	△130	130
指定正味財産期首残高	3,000	3,222	△222
指定正味財産期末残高　(B)	3,000	3,092	△92
正味財産期末残高　(C)=(A)+(B)	281,567	271,588	9,979